福祉関係団体活動報告

社会福祉法人　山口県社会福祉協議会・・・　１
社会福祉法人　山口県共同募金会・・・　７
山口県民生委員児童委員協議会・・・　９
一般財団法人　山口県老人クラブ連合会・・・１２
一般社団法人　山口県身体障害者団体連合会・・・１６
山口県老人福祉施設協議会・・・１８
山口県障害福祉サービス協議会・・・３２
山口県身体障害者施設協議会・・・４０
一般財団法人　山口県児童入所施設連絡協議会・・・４１
一般財団法人　山口県知的障害者福祉協会・・・４２
一般財団法人　山口県保育協会・・・４３
一般財団法人　山口県里親会・・・４４
一般財団法人　山口県手をつなぐ育成会・・・４５
山口県肢体不自由児協会・・・４７
山口県肢体不自由児（者）父母の会連合会・・・４８
一般財団法人　山口県母子寡婦福祉連合会・・・４９
山口県地域活動連絡協議会・・・５１
山口県精神福祉会連合会・・・５２
社会福祉法人　山口県社会福祉事業団・・・５３
公益財団法人　山口県健康福祉財団・・・５５
山口きらめき財団・・・５６

山口県・市町社会福祉協議会

＜団体概要＞

・沿革

県社協　昭和２６年３月２２日設立（法人認可：昭和２９年８月２１日）

市町社協　昭和２６年３月２８日以降、順次設立（法人認可：昭和２７年５月３１日以降、順次法人化）

・経営理念

「住みたい地域で　誰もが　安心して　心豊かに　暮らし続けることができるまちづくり」（第７次福祉の輪づくり運動県域推進活動計画　基本理念）

・活動目的

県社協

都道府県の区域内において次の事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする。（社会福祉法第１１０条）

１　広域で行うことが適切な事業
２　福祉人材の養成及び研修
３　社会福祉事業経営者の指導及び助言
４　市町社協の相互の連絡及び事業の調整

市町社協

市町村内の区域内において次の事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする。（社会福祉法第１０９条）

１　社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
２　社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
３　社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
４　社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

＜重点事業・重点目標＞

（１）地域福祉でまちづくりをすすめる社協体制の整備について

①　社協が地域福祉を推進する中核的な団体として、その役割を担うことができるよう、社協力向上プロジェクト事業（社協評価事業）に取り組み、組織の現状や課題等を明らかにすることで、社協力（組織力、財政力、事業実施力）の向上を図る。

②　市町社協は、地域住民・当事者をはじめ、地域において福祉活動を行う関係者や各種ボランティア・ＮＰＯ、保健・医療・福祉の専門職等の参画により民間の行動計画として「地域福祉活動計画」を策定し、市町行政が策定する「地域福祉計画」との連携を図る。また、地域の実情に即した小地域福祉活動が展開できるよう、「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」との連携を意識した「小地域福祉活動計画」の策定を支援し、地区社協組織の基盤強化に資する。

③　構成組織会員、賛助会員の増強に取り組むとともに、寄附を求める意図を明確にし、財政基盤の強化を図る。

④　社協の適正な経理業務を行うため、「出納業務に関する１０のチェックポイント」や「預かり金品等の管理における６つのポイント」、「受託団体との事務委託契約書」等を活用し、内部牽制機能の確実な実行に取り組む。

⑤　地域住民や地域社会に対して、社協が果たす使命や役割について広く、わかりやすく発信するとともに、ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）やホームページを活用した小地域福祉活動の支援や住民への地域福祉に関する最新情報の発信に努める。

⑥　会議・研修会や災害ボランティアセンターの運営等をはじめ、業務でのＩＣＴの活用を促進し、効率的・効果的な事業運営に取り組む。

（２）社会福祉を目的とする事業の企画・実施について

①　地域福祉を推進する中核的な組織として、地域の実態把握、分析に努め、制度の狭間のニーズに対応し、地域生活課題の解決に向け、新たなサービスや仕組みの開発・実践に率先して取り組み、社協の存在感を示す。

②　共に地域福祉を推進するパートナーとして行政と連携を図るとともに、先駆的な事業の提案等、地域生活課題の解決に向けて積極的な政策提言を行う。

③　地域生活課題に対して、市町単位での社会福祉法人・福祉施設と協議の場を持ち、地域生活課題の解決に向けて連携・協働に取り組むとともに、地域における公益的な取組の促進を図る。

④　住民に必要な福祉サービスの提供や支援、住民同士の支え合いや複合的課題を抱える世帯に対する分野横断的な相談対応が行われるよう、包括的な支援体制の構築を図る。また、包括的な支援体制の構築に向けて、行政と連携し、重層的支援体制整備事業の活用を図る。

⑤　社協の持つ相談・支援体制を活かして、様々な組織・団体と連携し、生活困窮者支援や権利擁護支援の充実を図る。

⑥　障がい者の「想い(就労、暮らし、自立)」を実現するため、障害福祉サービスや事業に取り組むとともに、「あいサポート運動」や「心のバリアフリー」の深化を推進する。そのために支援者の資質向上を図る。

　また、今年度より民間にも義務化が始まった「合理的配慮」に関する周知活動とその実現に向けた積極的対応を推進する。

⑦　福祉人材確保・育成・定着のための取組として、行政や関係団体と連携しながら福祉分野の職業の魅力を地域社会全体に発信し、イメージアップの強化と理解促進を図る。また、職員が専門性を活かして働き続けられる職場環境の構築に努め、福祉人材の定着を図る。

⑧　共同募金の運動性を意識し、地域生活課題や社会課題の解決を図るため、社協活動と共同募金運動を一体的に展開する。

⑨　福祉サービスの質の向上及び社会福祉事業経営の透明性を確保するとともに、利用者の適切な福祉サービス選択に資する情報提供を行うため、福祉サービス第三者評価事業の受審拡大及び評価機関の体制充実に努める。

（３）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助について

①　孤独・孤立のないつながりのある地域をつくるため、小地域見守りネット

ワーク活動の充実やふれあい・いきいきサロン等の地域住民の居場所づくりを推進する。

② 地区社協や自治会単位で日常生活の中で抱える困りごとを相互に助け合う住民参加による生活支援サービス、助け合いの仕組みづくりを推進する。

③ 日常生活圏域において、住民に加え必要に応じて保健・医療・福祉関係機関も参画した話し合いの場を持ち、様々な社会資源を活用した協働事業の支援を図る。

④ ボランティア活動・福祉教育を推進し、住民の地域への関心や福祉を我が事とする意識を高め、他者ともに生きる力を育む取組を推進する。

⑤ 壮年層が、豊かな知識や経験、技能を活かしながら積極的に地域福祉活動に参加するよう、働きかける。

⑥ 災害ボランティアセンターや災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）活動等の災害福祉支援活動を総合的に展開していくことを目的として、令和６年４月１日に県社協に設置した「山口県災害福祉支援センター」の体制整備を進める。

⑦ 災害発生時に、山口県災害ボランティア活動支援ネットワーク協議会の構成団体が、それぞれの専門性を活かして被災者支援が円滑にできるよう、会議等で活動内容等を共有し、連携強化を図る。

⑧ 災害発生時に地域住民や関係機関・団体と連携・協働した災害ボランティア活動が行えるよう、運営者養成研修等を行うとともに、災害ボランティアセンター運営等に係る自治体や関係団体との協定締結を図り、平時から災害ボランティアセンターの運営体制の構築を進める。

⑨ 災害支援アプリ、ＳＮＳ、ウェブ会議ツール等のＩＣＴの活用により災害ボランティアセンター運営における調整業務の省力化、情報共有における同期性の向上等の効率化を図る。

⑩ 各種別団体等で構成している「山口県災害福祉支援ネットワーク協議会」（県と県社協の共同事務局で設置）を中心に、山口県における災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の充実強化を図る。

＜要望事項＞

１ 取りまとめの経緯

各市町社協会長による書面協議を行い、以下のとおり要望事項を取りまとめた。

２ 要望事項

（１）市町社会福祉協議会の活動に対する支援について

① 地域共生社会の実現に向け、地域福祉計画推進の中核的役割を担う市町社協職員の人件費確保において、地方交付税措置となっている福祉活動専門員の算定基礎単価の確保や、委託事業等における人件費相当分の確保に対して、支援・協力を要望します。

② 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用者への迅速かつきめ細やかな対応や支援の充実を図るため、相談受付や訪問調査、契約締結等を中心的に行う専門員の人材確保及び人件費確保に対して、支援・協力を要望します。

③ 包括的な支援体制の構築に当たっては、行政の庁内連携を進めるとともに、

行政、市町社協、関係機関が連携・協働して、地域生活課題の解決に向けて切れ目のない伴走支援が実施できるよう、支援・協力を要望します。

④　重層的支援体制整備事業については、市町によって取組状況が異なるため、県における後方支援事業の拡充について、支援・協力を要望します。

⑤　災害ボランティアセンター運営に係る災害救助事務費の請求においては、災害救助法が適用された災害ごとに自治体との委託契約が必須となっている。災害発生時に迅速・円滑な対応ができるよう平時から災害ボランティアセンターの運営に関して、運営の役割分担や委託契約の内容を想定した市町社協と自治体との協定の締結が進むよう要望します。

⑥　地域福祉推進体制を強化するため、住民のニーズに応じた総合的な支援活動の企画及び実施を行うコミュニティソーシャルワーカーや、ボランティア活動・福祉教育の推進を中心的に担うボランティアコーディネーターの配置及び人件費確保に対して、支援・協力を要望します。

⑦　地域住民（特に高齢者等）の移動及び買物等に対して、地域のニーズに合った交通サービスが提供できるよう支援・協力を要望します。

⑧　医療、社会福祉法人・福祉施設、福祉の専門職や警察、消防、民間事業者等との連携による見守りネットワークの充実や住民と専門職で共に支える地域見守り活動連携体制づくりについて、支援・協力を要望します。

⑨　改正生活困窮者自立支援法に定められた居住支援の強化、子どもの貧困への対応、支援関係機関の連携強化等が円滑に実施されるよう、自立相談支援機関等への支援・協力を要望します。

⑩　介護保険制度における生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、住民同士の支え合いの仕組みづくりやボランティア等の生活支援の担い手養成・発掘等は、これまで社協が手がけてきたコミュニティワーク実践そのものであるため、市町社協に専任の生活支援コーディネーターが配置されるよう、人材確保に対して支援、協力を要望します。

⑪　条件不利地域や困難ケースへの対応のため社協が介護保険事業を実施せざるを得ない場合など、社協が地域において必要とされる介護サービスを提供することができるよう支援を要望します。

⑫　成年後見制度利用促進のため、市町社協が法人で後見人を受任し、地域における成年後見制度の受け皿となることができるよう、人材確保及び人件費確保に対して、支援・協力を要望します。

⑬　地区社協等を拠点に地域のニーズ発見や住民と活動者、社協等をつなぎ、住民活動を促進する役割を担う地域福祉コーディネーターの配置について、支援・協力を要望します。

⑭　社会福祉法人・福祉施設が、地域の社会資源として専門性を活かし、相互の連携・協働により地域生活課題の解決に向けた地域公益活動に取り組むことができるよう、継続的な支援を要望します。

　また、社会福祉法人・福祉施設の地域公益活動が地域生活課題に応じた多様な支援活動につながり、市町の包括的な支援体制の一助となっていることを市町行政に積極的に周知することを要望します。

（２）山口県社会福祉協議会の活動に対する支援について

① 県社協が、「地域共生社会」の実現に向けた計画である「第７次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」を的確に進めることができるよう、十分な予算措置及び県社協の運営費補助（福祉活動指導員設置事業）の継続について、支援・協力を要望します。また、委託事業等の人件費相当分の確保について、併せて支援・協力を要望します。

② 地域生活定着促進事業について、福祉の支援を必要とする被疑者・被告人及び矯正施設退所者に対して必要な支援に当たることができるよう、人員体制の強化について、十分な予算確保を図られたい。また、行政機関や関係団体の本事業への理解や連携・協働、地域社会への啓発など様々な活動に対して、支援・協力を要望します。

③ 福祉研修センターにおいて、福祉人材育成の拠点として、社会情勢や受講者のニーズに対応した専門的・体系的な研修が実施できるよう運営に必要な職員の人件費について支援・協力を要望します。

④ 災害ボランティアセンターや災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）活動等の災害福祉支援活動を総合的に展開するとともに、平時からの人材養成やネットワークの強化を図るため、常設の災害福祉支援センターの体制充実について、特段の御支援を要望します。

⑤ 各種別団体等で構成している「山口県災害福祉支援ネットワーク協議会」（県と県社協の共同事務局で設置）を中心に、山口県における災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の充実強化について人的、財政的な支援・強化を要望します。

⑥ 複数の市町が被災する広域での災害発生に対し、各地域の状況に即した支援を素早く届けるためには、地元と外部支援者の協働による課題解決の取組や官民連携による広域的な支援体制の構築が必要不可欠であり、災害時に機能するネットワークの構築や災害ボランティアセンター運営者等の育成について支援・協力を要望します。

⑦ 大規模災害発生時には、高齢者・障がい者といった要配慮者のみならず、被災者に対する福祉関係者の支援は、その生命や健康を守るとともに、生活再建に向けて必要不可欠なものとなっている。その提供体制整備に向け、災害医療と同様に、災害救助法、災害対策基本法等の災害法制に「福祉」の支援を明記していただきたい。

⑧ 近年、災害発生時には、被災地の社協が災害ボランティアセンターを設置・運営し、ボランティアの支援活動を被災者につなげている。令和２年８月には、内閣府通知により災害ボランティアセンターの運営にかかる経費の一部（職員の人件費及び旅費等の一部）が災害救助事務費の対象となったが、この対象経費以外にも、拠点設置や車両等の賃借料や資機材等の設置費等の多額の経費が必要である。そのため、こうした実態に即した災害ボランティアセンターの設置・運営に対する対象経費の拡充について、特段の配慮を要望します。

⑨ 災害発生時に迅速・円滑な対応ができるよう平時から災害ボランティアセンターの運営に関して、運営の役割分担や委託契約の内容を想定した県社協と県との協定の締結が進むよう特段の配慮を要望します。

⑩　生涯現役社会の定着に向け、中高年・高齢者の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくり活動等の自主的な社会参加や地域福祉活動への取組について相談支援を行うため、生涯現役推進センターの人員体制強化に、特段の配慮を要望します。

⑪　高齢者の社会参加への気運をより一層高めるため、高齢者のスポーツ文化活動に対する県民の参加意識の向上や社会参加支援体制の充実強化を図るため、「ねんりんピック２０２５」参加の促進に係る予算確保を要望します。

⑫　福祉サービス第三者評価事業の受審拡大に向け、本事業の推進組織である県として、各種別団体や各施設への事業周知について特段の配慮をいただくとともに、保育所と同様に高齢者施設及び障害者（児）施設等への受審費用の加算や補助について国への働きかけや県独自での支援を要望します。また、評価の充実を図るために、山口県内での評価調査者養成研修の実施を要望します。

⑬　日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の事業展開に対し、高齢化の進行や障がい者の地域移行の進展による利用者の増加に対応できるよう国の補助基準に基づく予算確保を切に要望します。

⑭　山口県法人成年後見支援センターが行う成年後見制度に関する啓発や市町社協による後見等受任に対する後方支援等受任促進に向けた体制整備に対し、支援・協力を要望します。

⑮　成年後見制度利用促進における社協の取組を進めるため、県域段階での関係機関や団体との連携強化や事業実施に向けた取組について、財源の確保などの支援・協力を要望します。

⑯　新型コロナウイルス感染症に伴う特例貸付を含めた生活福祉資金貸付事業について、市町行政や生活困窮者自立相談支援機関等との協働による取組への支援・協力を要望します。

⑰　山口県福祉人材センター（無料職業紹介事業所）が行う福祉人材の斡旋事業による人材確保を促進するために、就労相談支援機能の充実強化や福祉人材センターの認知度向上の取組に必要な財源確保について、特段の配慮を要望します。また、山口労働局や公共職業安定所、県の労働政策担当課等との情報交換会を定期的に開催する仕組みを事業化するなど、連携強化について国への働きかけ等を要望します。

⑱　「保育士・保育所支援センター」設置・運営に伴う支援体制の充実と財源確保の支援を要望します。

⑲　介護人材等の不足が深刻化する中、福祉人材確保・育成・定着支援の促進に向け、福祉の仕事魅力発信事業の更なる充実強化が図れるよう、ＰＲ媒体の作成やＰＲイベントの開催などについて、各関係機関、団体が共同して実施できるよう予算確保を要望します。また、各圏域で、上記のような取組を進めるために、福祉人材センター職員の更なる増員を要望します。

⑳　介護福祉士修学資金が更なる介護人材の確保につながるよう、制度を安定的に運営していくための財源確保を要望します。

社会福祉法人山口県共同募金会

＜団体概要＞

・沿革

昭和22年10月６日　山口県共同募金委員会発足
（委員長：山口県知事　田中龍夫）
昭和22年11月25日
～12月25日　第１回共同募金運動実施
昭和27年５月10日　社会福祉法人山口県共同募金会設立認可
昭和27年５月29日　社会福祉法人山口県共同募金会設立登記

・設立目的

たすけあいの精神を基調として、山口県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図るために、共同募金事業を行うことを目的とする。

・活動内容

共同募金の目標額、受配者の範囲及び配分の方法を決定し、募金を実施するとともに、地域福祉の課題解決に取り組む県内の民間団体からの申請に基づき、公平かつ効果的な配分を行う。また、大規模災害の発生に備え、災害等準備金を積み立て、災害ボランティアセンターの運営等を支援するほか、共同募金に関する広報活動、配分使途の監査等を行う。

＜重点事業・重点目標＞

１　共感できる募金の推進

市町共同募金委員会との連携の下、地域の解決すべき福祉課題や県域における支援ニーズ等をしっかり示した上で、戸別募金や法人募金等の推進を図るとともに、「ＵＭＯＵプロジェクトｉｎ山口」や「ガチャガチャ募金」などの新たな募金手法の充実強化に取り組みます。

・羽毛製品の回収強化に向けた、市町共同募金委員会と連携した行政等への働きかけ
・魅力ある新しいガチャガチャグッズの作成・活用
・ＱＲコードによりスマートフォン等で決済を行う新たな募金手法の導入
・ＳＮＳでの動画等を活用した広報の実施
・全国の共同募金会と連携した「重点助成分野」によるＰＲ展開

２　地域ニーズを反映した助成の確立

地域課題を解決するための活動に助成できるよう、ニーズを的確に把握するとともに、地域に具体的な良い変化が期待できるような助成を行います。また、助成した活動の内容や成果が寄付者にしっかりと伝わるよう可視化を図るなど、効果的な広報に努めます。

・特に取組の促進が必要とされる課題に重点的に助成を行う「特別助成プログラム」の拡充と今後に向けた新たなテーマの検討
・中央共同募金会が主唱し、全国で展開する「ポスト・コロナ社会に向けた福祉活動応援キャンペーン」と連携した助成の実施
・全国の共同募金会共通のテーマによる助成の検討
・配分委員会や審査委員会の委員等に対する共同募金の理解促進に向けた研修等の検討

3　参加と協働による組織運営の確立

共同募金運動の一層の推進に向けて、地域福祉を推進する県社会福祉協議会及び市町社会福祉協議会との連携・支援を強化します。また、自治会、民生委員児童委員協議会をはじめ、様々な関係団体と協働して、共同募金運動の活性化を図ります。

・第７次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画を推進するための「特別助成プログラム」の実施
・地域助成財源の確保（原則として一般募金額の６割以上）
・共同募金運動を推進するための関係団体との意見交換の場づくり

4　県共同募金会の運営

共同募金運動を一層推進するため、本会の円滑かつ効果的な運営に努めます。

・助成申請のオンライン化等ＤＸによる事務の効率化の検討

山口県民生委員児童委員協議会

＜団体概要＞

・設立

昭和３９年（1964 年）４月１日

・設立目的

民生委員法第２０条の規定に基づき、民生委員・児童委員を構成員とする組織「民生委員児童委員協議会」が一定区域ごとに設置されており、より広域に活動するための市町民生委員児童委員協議会を構成員とする連合組織であり、民生委員・児童委員活動の実践の発展を図ることを目的とする。

・事業内容

民生委員・児童委員活動の強化推進に関する調査研究や研修の実施、情報提供など

・構成団体

市町民生委員児童委員協議会

＜重点目標＞

（1）さまざまな課題を抱えた人びとや親子に対する個別援助活動の充実を図る。
（2）地域の幅広い関係者と連携し、地域のつながり、地域の力を高める。
（3）民生委員・児童委員が行う地域福祉活動の充実を図る。
（4）児童委員制度やその活動への理解の促進を図る。
（5）地区民児協活動の活性化並びに民生委員･児童委員の資質向上に取り組む。
（6）「活動強化方策」を基に、地域の特性を踏まえた取り組みへの働きかけ、及び活動環境の整備を図る。
（7）「ふれあいのネットワークづくり運動」の推進及び継続のための研究協議に取り組む。

【実践申合せ事項】

（1）「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針（民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針〔改訂第４版〕）」に沿った活動の推進。
（2）地域で生活し、支援を要する方への個別相談支援の充実を図るべく、近隣住民や福祉員、自治会長、老人クラブ員等との連携のもとに「ふれあいのネットワークづくり運動」の推進及び継続に向けての研究協議に取り組む。
（3）県・市町社会福祉協議会との連携を深め、「福祉の輪づくり運動」のさらなる推進に取り組む。
（4）課題を抱えながら周囲に助けを求められない人々や親子を早期に発見し、支援につなぐことで課題の深刻化を防止するために、幅広い人々や関係機関と連携・協働して取り組む。
（5）「地域共生社会」の実現に向けて、介護保険制度、生活困窮者自立支援制度、こども基本法、障害者自立支援法、認知症基本法、孤独・孤立対策推進法など、福祉にかかる制度・施策・サービスについて研修を深め、生活困窮者、地域で孤立した人への支援に向けて、保健・医療・福祉に関わる関係機関・団体との連携強化に取組むとともに、生活福祉資金の周知と活用の促進に取り組む。

（6）「共同募金運動」「歳末助け合い運動」の推進に対し積極的に協力する。
（7）地区民児協の組織体制の充実を図るとともに、地域福祉活動の展開、民生委員･児童委員の資質向上に向けた研修など、主体的な活動展開を積極的にすすめる。
（8）「活動強化方策」地域版策定により、意識すべき民生委員・児童委員としての基本や、活動、民児協活動を整理した上で今後の取組につなげる。
（9）「全国児童委員活動強化推進方策２０１７」に基づき、すべての民生委員が児童委員であることを意識した活動に取り組む。
(10) 市町における「地域福祉計画」及び市町社協の「地域福祉活動計画」の策定に向けて、引き続き参画し計画の策定に取り組む。

＜要望事項＞

１　取りまとめの経緯

山口県民生委員児童委員協議会 常任理事会、理事会において協議を行い、実践申し合せ事項及び要望事項を取りまとめた。

（1）会　議

ア　常任理事会
（ア）期　日　　令和６年５月２１日（火）
（イ）会　場　　山口市「山口県社会福祉会館」
（ウ）出席者　　常任理事　９名

イ　理事会
（ア）期　日　　令和６年６月１８日（火）
（イ）会　場　　山口市「山口県社会福祉会館」
（ウ）出席者　　理事１７名

（2）協議内容

「住みたい地域で 誰もが 安心して 心豊かに 暮らし続けることができる まちづくり」を目指して、住民の立場に立った個別相談援助活動をはじめ、見守りのネットワークづくり、児童問題・子育て支援に関わる取組を推進する。

また、民生委員･児童委員の資質向上のための研修体制の充実と、民児協組織・機能の強化を重点目標に定め、地域住民の基本的人権の擁護を根底に、常任理事会及び理事会で研究協議を行い実践申合せ事項や要望を決定した。

２　要望事項

（1）在宅高齢者への環境の整備

ア　ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者、寝たきり高齢者、７５歳以上高齢者のみ世帯等の援護対策の充実と認知症高齢者等の介護者への対策を図られたい。

イ　高齢者の生きがいづくり・生涯現役社会づくりの推進、高齢者支援の充実強化を推進するために、「やまぐち高齢者プラン」に基づいた全県的な施策展開を図られたい。

（2）児童環境づくりの充実強化

ア　地域での子育て支援や養育支援の充実を図るべく、相談窓口の充実や子育てサロン、子育てサークル、子ども食堂の活動支援などの幅広い展開に対し支援を図られたい。

イ　家庭及び学校生活の変化や災害などによるストレスや不安から子どもを守るための心のケアを図られたい。

ウ　県全域において児童虐待や配偶者暴力（DV）の防止に向けた総合的な施策の展開に向けて支援を図られたい。

エ　社会全体で子どもや子育て家庭を支えるため「やまぐち子ども・子育て応援プラン」に基づいた全県的な施策展開を図られたい。

オ　市町における母子・父子家庭に対するサービス提供の充実強化を図られたい。

カ　貧困等課題を抱えた親子や虐待を引き起している家族へ支援を図られたい。

キ　学校との連携が必要であるため、教育行政についての主任児童委員研修を図られたい。

ク　児童環境づくりの充実強化のため、子どもを守る地域ネットワークの形成への支援を図られたい。

（3）在宅要支援障がい者（児）対策の充実強化

ア　障害者総合支援法に基づくサービスの利用におけるケアマネジメントや苦情解決など、サービスを円滑に利用するための利用者支援の充実を図られたい。

イ　障がい者(児)支援体制を総合的に構築するため、「やまぐち障害者いきいきプラン」に基づいた全県的な施策展開を図られたい。

ウ　障害者差別解消法の啓発を図られたい。

エ　地域で生活する障がい者（児）に対して、相談窓口の充実やボランティアなどによる日常的な生活支援等の取組に対し支援を図られたい。

オ　障がい者（児）の介護者に対する支援対策の充実を図られたい。

カ　精神障がい者及び難病患者等への福祉施策の充実を図られたい。

（4）地域福祉の総合的な推進

ア　日常生活自立支援事業に係る低所得者に対する利用料の補助制度の整備を図られたい。

イ　成年後見制度の円滑な運用がすすめられるよう、市町職員及び自治会役員への啓発と市町長申立ての取組促進について支援願いたい。

ウ　市町における「地域福祉計画」及び市町社協の「地域福祉活動計画」の策定に向けて、民生委員・児童委員の参画が市町により格差があり、全県的な参画が図られるよう支援願いたい。

（5）民生委員・児童委員活動の充実強化

ア　民生委員・児童委員活動に必要となる行政情報の提供に特段の配慮を図られたい。

イ　民生委員・児童委員活動におけるＩＣＴ活用を推進するために、ＩＣＴ環境の整備のための支援を図られたい。

ウ　民生委員・児童委員の資質向上のための研修事業の充実・強化の支援を図られたい。

エ　組織的委員活動を一層強化するため、県・市町の連絡調整機能を有する連合民児協の設置・役割に関して、法令上の位置づけを図られたい。

オ　民生委員・児童委員活動の推進強化を図るための活動費の支援を図られたい。

カ　地域住民や関係機関に民生委員・児童委員活動への理解と協力を広げ、なり手確保のために広報活動の充実を図られたい。

キ　さまざまな課題を抱えた人びとや世帯に対する個別援助活動への支援を図られたい。

一般財団法人山口県老人クラブ連合会〔きららシニア山口〕

＜団体概要＞

・沿革

設　　立　昭和３７年（１９６２年）９月２１日
法人移行　平成２６年（２０１４年）４月　１日

・設立目的

老人クラブ活動の推進を図るとともに、高齢者の生きがいや健康づくりに資するための教養講座、レクリエーション、その他広く高齢者が自主的かつ積極的に参加できる事業を実施し、高齢者の福祉の増進、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

・活動内容

（１）高齢者の生きがいや健康づくり、介護予防活動を推進する事業
（２）地域貢献、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする事業
（３）高齢者の地域における見守り支え合い、地域の安心・安全に資する事業
（４）老人クラブ活動を普及啓発するための調査研究、各種会議の開催、広報誌の発行
（５）老人クラブの育成指導及び連絡調整

・加盟団体、会員数

県内１９市町老人クラブ連合会　個人会員３３，９４４人（１，０５９クラブ）
会員数・クラブ数は令和６年３月３１日時点

＜重点事業・重点目標＞

（１）会員増強への支援
（２）市町老連若手委員会への支援
（３）地域支援担い手育成加速化事業の実施
（４）地域で活躍！シニア社会貢献活動推進事業の実施

＜要望事項＞

１　取りまとめの経緯

各市町老人クラブ連合会長出席のもと、令和６年９月４日（水）開催の市町老連運営研究協議会において協議を行い、地域の中で関係機関・団体と協働しながら高齢者が高齢者を支える地域づくりを目指すため、会員増強運動の実践、地域づくりの実践、仲間づくり活動の実践について実践申合せ事項及び要望事項をとりまとめた。

２　実践申合せ事項

（１）老人クラブ会員増強運動の実践について

①　単位老人クラブが行政へ提出する資料作成の負担軽減のため、作業補助に係

る人材の育成や派遣の仕組づくりに取り組む。

② 市町老連は、会員増強運動推進委員会や会員増強担当役員（担当者）、若手委員会を設置し、支部老連、地区・校区老連又は単位老人クラブにおける取組方針及び目標数値を設定して、組織的、計画的に特に若手会員の増強を推進する。

③ 市町老連は、単位老人クラブが孤立し、問題を抱え込み解散することを防止するため、支部老連や地区・校区老連の協力を得ながら、単位老人クラブの運営状況を把握し、会長・リーダーの相談支援、会長・リーダー後継者の育成支援、単位老人クラブ同士の交流等の積極的な支援を図る。

④ 市町老連は、市町行政、市町社会福祉協議会、自治会・町内会（連合会）等の機関・団体と連携し、休会クラブの復活や単位クラブ未結成地域において新規クラブの立ち上げに取り組む。また、非会員の高齢者も参加できる行事等を実施し、新たな会員獲得を図る。

⑤ 単位老人クラブは、会員全体で未加入者への声かけや戸別訪問による入会促進を図るとともに、会員が高齢になっても参加しやすいクラブづくりを行い、会員の維持、純増に取り組む。

⑥ 支部老連や地区・校区老連は、市町老連の取組に協力し、単位老人クラブの運営状況を把握し、会長・リーダーの相談支援や情報交換、地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会等と連携した会長・リーダー後継者の発掘・養成等、単位老人クラブの運営及び活動の活性化に取り組む。

（２）地域づくりの実践について

① 単位老人クラブは、自治会・町内会活動、子供会活動、公民館活動、地域福祉活動等に積極的に参加し、社会貢献活動を行い、地域との連携・協働を深め、より一層の地域づくりを推進する。

② 単位老人クラブは、コミュニティ・スクールとの連携等を通じて高齢者と若い世代との交流に取り組む。また、県老連及び市町老連は、単位老人クラブのコミュニティ・スクールとの連携について、情報収集と発信に取り組む。

③ 単位老人クラブは、一人暮らし高齢者等の安否確認や友愛訪問活動により、地域での高齢者同士の助け合い、日常生活のちょっとした困りごとの把握に取り組む。また、市町老連は、この活動を継続的、組織的に行うために「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施主体と連携し、掃除、補修、洗濯等の生活支援サービスや高齢者の通いの場づくりなど地域における支え合いの仕組みづくりを活動の一環として取り組めるよう働きかける。

④ 市町老連は、「介護予防・日常生活支援総合事業」の取組や協議体への参画や、老人クラブ国庫補助金の協議に向けて、市町行政との連携を深める。また、県老連は、事業に係る人材養成及び啓発に取り組む。

⑤ 単位老人クラブは、住みよいまちづくりをめざして、全国一斉「社会奉仕の日」を中心として、神社・仏閣・公園・公共施設等の清掃活動、花いっぱい運動、

美化・緑化活動に対して、より一層積極的に取り組む。

⑥　市町老連及び単位老人クラブは、他団体との連携を図りながら、「新しい生活様式」に基づいて見守り活動を推進強化し、交通事故防止、悪質商法やうそ電話詐欺等による高齢者消費者被害防止、子供の見守りや地域安全パトロールに取り組む。また、県老連は、高齢者消費者被害防止や交通安全のための啓発活動に取り組む。

⑦　県老連及び市町老連は、災害時における安否確認体制の構築や、避難支援体制の強化、災害ボランティアセンターと連携した被災者支援の活動に取り組めるよう、日頃から関係機関との連携を図る。

⑧　単位老人クラブは、交通事故、家庭内事故の防止について意識高揚を図るとともに、老人クラブ活動実践中に事故が発生しないよう、活動開始前等に安全確認することを慣習化するように努める。また、市町老連は、万一に備え、「老人クラブ傷害保険」及び「老人クラブ賠償責任保険」の普及啓発と加入強化を図る。

（３）仲間づくり活動の実践について

①　市町老連及び単位老人クラブは、仲間づくりを推進するために工夫をし、友愛訪問をはじめとした「友愛活動」に取り組み、会員外の高齢者にも呼びかけ、同じ地域に住む者同士が地域の特性を生かしながら、スポーツ、レクリエーション、文化、趣味、学習等のサークル活動や研修・親睦旅行、忘年会・新年会等の交流活動への参加を図る。

②　単位老人クラブは、「老・壮・青・小・幼」の各世代間との交流による連携・協働に取り組む。

③　市町老連及び単位老人クラブは、高齢者の閉じこもりや孤立を防ぐため、友愛活動における声かけ運動の実施や「ふれあい・いきいきサロン」の運営、健康づくり活動等の老人クラブ活動を通して会員外の高齢者も参加できる多様な生活支援、介護予防、通い・集いの場づくりの活動に取り組む。

④　県老連及び市町老連、単位老人クラブは一体となって、後継者の人材育成のため、定年前の年齢層への働きかけに努めるとともに、高年会員の経験を引き継ぎ、若手会員のリーダー養成と役員への登用に取り組む。

⑤　市町老連及び単位老人クラブは、からだの健康づくりのため、いきいきクラブ体操、健康ウォーキング、シニアスポーツの３本柱で、健康づくり・介護予防活動に取り組む。

３　要望事項

（１）老人クラブ活動の拡充・支援強化について

①　県老連、市町老連及び単位老人クラブの運営強化・人材育成に対する助成の充実

② 県老連に対する老人クラブ等活動推進事業、市町老連及び単位老人クラブに対する活動強化助成の充実
③ 単位老人クラブが行政へ提出する資料作成の負担軽減のため、作業補助に係る支援
④ 市町老連及び単位老人クラブに対する補助に係る手続きの簡素化
⑤ 老人クラブとコミュニティ・スクールとの連携による高齢者の社会貢献と世代間交流の推進について助成の充実
⑥ 高齢者の多彩な地域文化・生活文化の伝承、健康・生きがい活動の披露を通じた社会参加、生きがい活動、世代間交流を促進するため、ねんりんピック山口（山口県健康福祉祭）に対する助成の充実
⑦ 高齢者が高齢者を支える友愛活動を強化するため、県老連に対する「地域支え合い事業」の充実
新 ⑧ 退職後のシニアの活力発揮による多様な社会参加の促進を図るため、老人クラブ活動の啓発の実施

（２）高齢者福祉施策の充実について

① 「地域包括ケアシステム」の構築に向け、高齢者が高齢者を支える生活支援・介護予防の担い手となるよう、市町老連の事務局体制強化への支援
② 市町が行う介護予防・日常生活支援総合事業への市町老連の参加と協議体への参画への支援
③ 災害等の緊急時に備える高齢者のための安否確認体制、避難支援体制の強化、ネットワーク体制の充実
④ フレイル予防と高齢者の健康づくりと生きがい対策の促進のため、ふれあい・いきいきサロンや体操教室等、高齢者が気軽に通い、集える場、居場所づくりへの補助の充実
⑤ 悪質商法やうそ電話詐欺等による高齢者の消費者被害防止対策の啓発の充実
⑥ 高齢者が利用しやすい交通手段の充実
⑦ 高齢者の交通事故防止対策の強化と交通安全運動の啓発の充実
⑧ 住み慣れた地域で高齢者が安心して心豊かに自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護保険、高齢者医療、年金制度等の社会保障制度の充実

一般社団法人山口県身体障害者団体連合会

＜団体概要＞

・沿革

当連合会は、任意団体として、昭和３７年３月１６日に障害別４団体（県肢体障害者福祉協会、県傷痍軍人会、県ろうあ連盟、県視覚障害者団体連合会）により設立し、平成７年２月８日に、社団法人の法人格を取得後、郡市の障害者団体も加入した。

平成３年４月１日に身体障害者社会参加促進センターを当時の連合会内に設置、運営を当連合会が受託し、身体障害者の地域における自立生活と社会参加を促進するための諸施策を推進した。

平成１０年６月１日には、従来の身体障害者社会参加促進センターを改組して、３障害（身体障害・知的障害・精神障害）の障害者社会参加推進センターとして、引き続き、運営を当連合会が受託した。

公益法人制度改革に伴い、平成２４年４月１日、一般社団法人へ移行した。

・設立目的

本会は、加盟団体の組織活動を推進し、障害者福祉の向上を目指すとともに、障害者の社会参加推進に関する事業を行い、障害者に対する社会の理解を深め、「共生社会」の実現を目指す。

・活動内容

身体障害者の福祉増進に関わる事業（多くの身体障害者における更なる福祉制度の充実を目指し、身体障害者の福祉団体の活動を推進するとともに、障害者関係団体等と連携のもと、行政等関係機関へ要望活動を行い、身体障害者の福祉増進を図るための事業を実施する。）

共生社会の推進じ関する事業（障害者団体及び関係団体等と連携を密にして社会参加促進施策を実施し、多くの県民に障害を正しく理解して頂き、障害の有無に関係なく地域社会の中でいきいきと充実した生活がおくられるよう「共生社会の実現を目指す」ことを目的とした事業を実施する。）

その他事業および本会運営に関する事業を実施する。

・加盟団体

障害種別６団体

○　認定ＮＰＯ法人　山口県腎友会
○　一般社団法人　山口県ろうあ連盟
○　山口喉友会
○　一般社団法人　日本筋ジストロフィー協会　山口県支部
○　山口県脊髄損傷者福祉協会
○　日本オストミー協会　山口県支部

市町１３団体

○　ＮＰＯ法人　下関市身体障害者団体連合会
○　山口市障害者団体連合会
○　萩市身体障害者団体連合会
○　防府市障害福祉団体連合会
○　岩国市身体障害者団体連合会
○　長門市身体障害者福祉協会

○　柳井市身体障害者わかな会
○　周南市身体障害者団体連合会
○　山陽小野田市障害者協議会
○　上関町身体障害者福祉連合会
○　田布施町心身障害者協議会
○　平生町心身障害者協議会
○　阿武町身体障害者福祉協議会
合計１９団体

＜重点目標＞

障害者福祉の向上を目指すとともに、障害者に対する社会の理解を深め、「共生社会」の実現を目指すことを目標としている。

＜要望事項＞

１　取りまとめの経緯

令和６年度　一般社団法人山口県身体障害者団体連合会
理事会：令和　６年　４月２３日（火）　山口県社会福祉会館
総　会：令和　６年　５月１４日（火）　山口県社会福祉会館

２　要望事項

・　障害者差別解消法が実効性のあるものとなるよう「あいサポート運動」と共に、更に県民全体への普及啓発に積極的な取り組みを要望する。またソフト面（サポーター養成など）のみならずハード面（施設の改修や修繕整備など）にも対応できるような取り組みを要望する。
・　大規模災害が懸念される中にあって、障害者等の災害時要支援者に十分配慮した防災・減災対策の総合的な推進、特に福祉避難所の確保を強く要望する。
・　障害者専用駐車場利用証の取得やパーキングパーミット利用証の正しい配布及び管理についての周知、また多目的トイレに対する適切な利用等の周知について、障害者に配慮した正しい運用がなされるよう、周知徹底を要望する。
・　障害福祉サービスについて、障害者がより充実した生活が送れるよう、また障害者であっても旅行や余暇を楽しむ等の社会活動の自由を認め、時間や用途に応じた利用拡大やサポート体制の構築を要望する。
・　日常生活用具の支給（補助）について、市町において格差が生じないよう要望する。
・　日常生活用具の対象用具について、重度の身体障害者、知的障害者、精神障害者または難病患者の方に対し、障害の特性を考慮し支給要件等を緩和し、障害当事者本人が日常生活に必要である用具について、対象用具でなくとも必要性を考慮し支給（補助）できるよう要望する。
・　福祉車両（助手席可動タイプ）購入時に際し、自動車改造費の助成制度と同様の助成を要望する。
・　公共施設の建設時には、設計段階より障害当事者の意見が反映できるよう要望する。

山口県老人福祉施設協議会

＜団体概要＞

・沿革

昭和４７年5月１０日　設立

・設立目的

山口県内の老人福祉施設相互の連絡調整および職員の資質向上をはかり、もってその健全な発展を期することを目的としています。

・活動内容

・老人福祉施設相互の連絡調整及び国・県その他の社会福祉施設団体、ボランティア等との連携を行います。

・老人福祉施設運営の充実、入所者処遇技術の向上発展に関する活動を行います。

・施設従事者の資質向上と福利厚生に関する活動を行います。

・加盟団体、施設　等

県内の養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス含む）で、目的に賛同する会員施設により構成されています。

＜重点事業・重点目標＞

【令和６年度の重点事業】

○政策提言（要望）の実施

・定例要望、市町要望等の実施

・国会議員、県議会議員との連携

・県と老施協との意見交換会の実施

○研修会の開催

○第４回全国老人福祉施設大会・研究会議～ＪＳフェスティバル～の開催準備

＜要望事項＞

１　取りまとめの経緯

・活動報告を取りまとめた大会・会議名

会議名：山口県老人福祉施設協議会　総会・運営研修会

日時：令和６年５月１３日(月)午前１０時から午後４時５０分まで

会場：かめ福オンプレイス

参加人数：１１５施設

開催方法：集合形式

・活動報告の協議方法・協議内容

部会（養護部会・特養部会・軽費部会）において協議

２　要望事項

下記のとおり

重点要望事項

【老人福祉施設全般】

令和６年度介護報酬改定は、改定率＋１．５９％であり、その内訳は、「介護職員の処遇改善分として＋０．９８％、賃上げ税制を活用しつつ介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として＋０．６１％を措置する。」とされたが、今回の報酬改定では、処遇改善分は２年分の措置であり、３年目の対応は令和８年度予算編成過程で検討するとされている。

一方で、特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の６２．０％が赤字(全国老施協「令和４年度収支状況等調査報告書」)、介護老人福祉施設の収支差率はー１．０(令和５年度介護事業経営実態調査結果)と極めて厳しい経営実態となっている。

（１）介護報酬改定について（物価高騰への対応）【継続】

はじめてのインフレ下における報酬改定であり、令和６年８月より介護保険施設の基準費用額（居住費）が６０円／日引き上げられたが光熱費高騰分を賄える額とはなっていない。介護職員の処遇改善月額２％６，０００円では、賃上げが加速する他産業には全く敵わず、介護職員の離職超過や他産業への流出につながっている。

これまでの介護報酬改定は、経営実態調査の結果に基づいて、マイナスであっても大幅に引き上げられず、プラスが出ていれば引き下げられることを繰り返して来た結果、主に介護事業を経営する社会福祉法人の４５．８％が赤字（福祉医療機構「2022 年度社会福祉法人の経営状況について」(2024.3)）となっており、施設維持のための再生産コストが賄えていない。

施設からは依然として、物価高騰に伴う食材料費の値上がりや、燃料価格の高騰、また建築資材等の高騰による施設整備（建替え等を含む）の行き詰まり等を懸念する声があげられており、物価高騰に対応できるよう、新たな補助金や介護報酬に「消費者物価指数などがタイムリーに反映される仕組み」を導入するよう国に働きかけていただきたい。

２０２５年度予算においては、高齢化に伴う自然増分前年度５，２００億に対して４，１００億円と１，１００億円減となるなどその財源確保は限界にきている。消費税の増税や異次元の少子化対策の財源となった「こども・子育て支援金制度」の拡大などの新たな財源確保の検討を国に働きかけていただきたい。

（２）福祉・介護人材確保について（処遇改善）【継続】

今後、医療・介護の複合ニーズを抱える８５歳以上人口の増大と生産年齢人口の急減が確実な未来として予測されており、介護福祉分野の人材不足は深刻である。人材不足はあらゆる産業で課題となるが、福祉・介護は、生活基盤を支えるインフラとしての機能があり、維持しなければならない。

県内では、高校、専門学校、大学等において、生徒数の減少による介護関係学科等の募集停止が生じているとともに、卒業者の県外流出も多く、今後の介護人材確保に大きな不安を感じている。山口県における必要な介護職員数は、令和８(2026)年に３１，１０８人、令和２２(2040)年に３１，６４６人とされているが、2019 年から 2022 年の３年間でわずか７０３人しか介護職員が増えていない。こうした状況を踏まえ、介護職員をどうやって確保するのか、実効性とスピード感を備えた具体的な取り組みを推進していただきたい。(※資料１)

月額賃金について、全産業平均との差「月額６８，０００円（2022 年)」はさらに拡がっており、介護人材の維持・確保のためにさらなる処遇改善を国に働きかけていただきたい。このことは間違いなく介護の魅力を高めることにつながる。

持続的・構造的賃上げ（少なくとも最低賃金の上昇などに対応）できるよう、介護報酬に「最低賃金や一般企業等の賃金などの引き上げ率などがタイムリーに反映される仕組み」を導入するよう国に働きかけていただきたい。(※資料２)

また、福祉・介護人材の確保にあたっては、福祉人材センターやハローワークの果たす役割は重要であるため、これらの機関の機能強化を図っていただきたい。

併せて、外国人介護人材の活用に向けて、受入施設に対する経費助成等の更なる支援をお願いしたい。

さらに、県内で介護関係学科等の募集停止が続いている状況に対して、関係団体との協議の場を設け、介護福祉士養成施設への支援等を検討していただきたい。

資料１

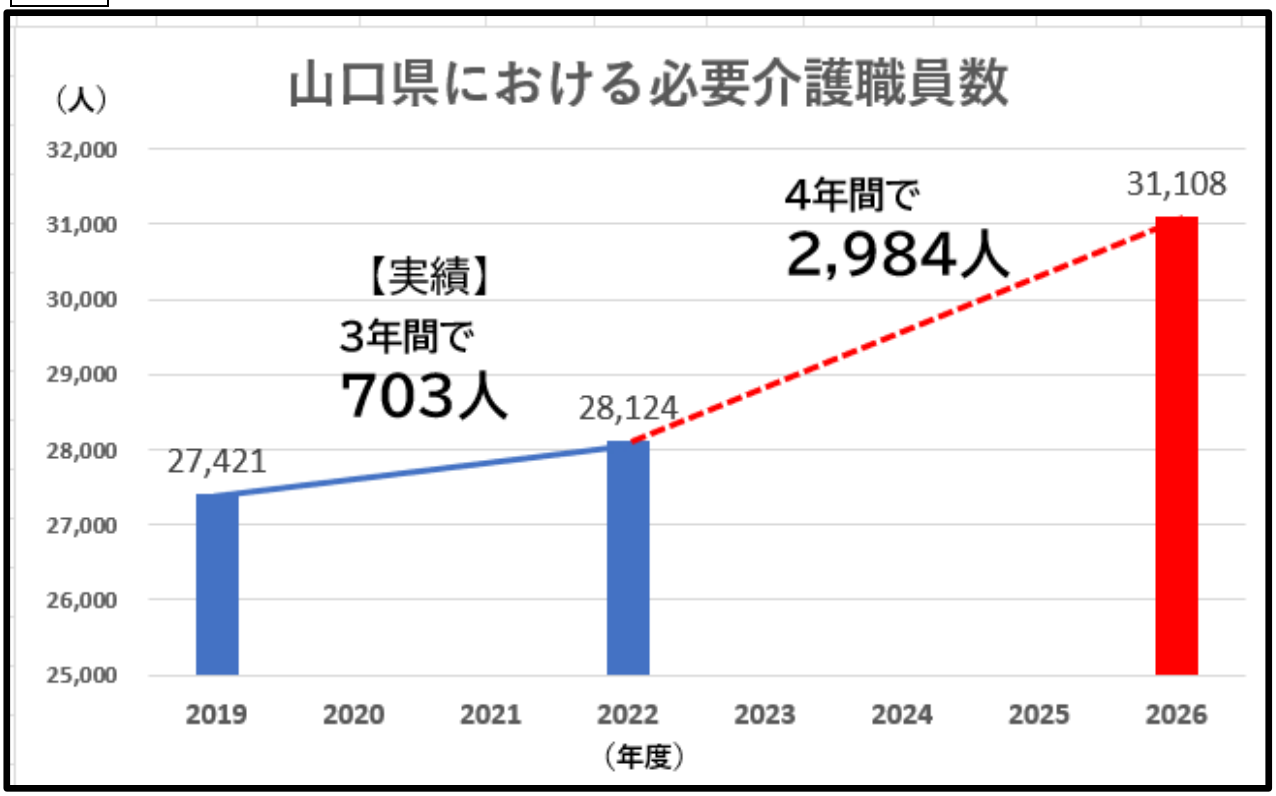

資料２

山口県最低賃金　推移予測

・政府骨太の方針で2030年半ばまでに全国加重平均1,500円を目標としている。
・令和６年度の山口県における最低賃金引上げについては、山口地方最低賃金審議会の答申があり、51円の引上げを予定。
・令和7年度以降の最低賃金の引上げについては、50円の引上げを仮定。

年度		全国加重平均		山口県							
西暦	和暦	最低賃金	引上額	最低賃金	引き上げ額	最賃引上率(R6年10月以降)		月時間数	最賃ライン(仮)	最賃上昇額(R6年10月以降)	
						単年	累計			単年	累計
2019	R1	901	27	829	27	3.37%		172	142,588		
2020	R2	902	1	829	0	0.00%		172	142,588	0	
2021	R3	930	28	857	28	3.38%		172	147,404	4,816	
2022	R4	961	31	888	31	3.62%		172	152,736	5,332	
2023	R5	1004	43	928	40	4.50%		172	159,616	6,880	
2024	R6	1054	50	979	51	5.50%	5.50%	172	168,388	8,772	1,892
2025	R7	1,104	50	1,029	50	5.11%	10.60%	172	176,988	8,600	10,492
2026	R8	1,144	40	1,069	40	3.89%	14.49%	172	183,868	6,880	17,372
2027	R9	1,184	40	1,109	40	3.74%	18.23%	172	190,748	6,880	24,252
2028	R10	1,224	40	1,149	40	3.61%	21.84%	172	197,628	6,880	31,132
2029	R11	1,264	40	1,189	40	3.48%	25.32%	172	204,508	6,880	38,012
2030	R12	1,304	40	1,229	40	3.36%	28.68%	172	211,388	6,880	44,892
2031	R13	1,344	40	1,269	40	3.25%	31.94%	172	218,268	6,880	51,772
2032	R14	1,384	40	1,309	40	3.15%	35.09%	172	225,148	6,880	58,652
2033	R15	1,424	40	1,349	40	3.06%	38.15%	172	232,028	6,880	65,532
2034	R16	1,464	40	1,389	40	2.97%	41.11%	172	238,908	6,880	72,412
2035	R17	1,504	40	1,429	40	2.88%	43.99%	172	245,788	6,880	79,292

2023年度半ばまでに全国加重平均1,500円を達成目標
2025年度以降の引き上げ額については推計

※月時間数は変形労働時間制職員から計算
年間日数365日△休日数108日=257日　257日÷12月×8時間
257日÷12月×8時間≒172時間

（３）新型コロナウイルス感染症への対応について【継続】

新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置付けが５類に変更されたが、老人福祉施設においてはその脅威は全く変わりなく、利用者が感染するとまん延しないよう感染対策が必要となる。また職員やその家族が感染すると出勤できない期間があり、少ない人員でギリギリ回っている介護現場においては職員の負担は極めて大きいものとなり、職員は疲弊し、退職を考える者もでてくるなど、介護人材の定着・確保に大きな影響がある。

施設での集団感染防止策として、施設職員や入居者等に対して、必要なときに必要な検査がすみやかに受けられるような「ＰＣＲ検査」体制の維持や抗原検査キットの現物支給など、無料・低額での検査等をお願いしたい。

加えて、感染者・濃厚接触者が発生した場合に備えて、各施設で用意しにくい「防護服（ガウン、キャップ等)」について、引き続き各自治体において備蓄していただき、必要なときに支給していただきたい。

また、予防ワクチンや経口薬は高額であり、すべての老人福祉施設関係者が円滑に公費負担で接種、服用できるように対応いただきたい。

（４）介護施設におけるカスタマーハラスメントについて【新規】

多くの利用者や家族の方はしっかりとした良識を持っているが、一方で一部の理不尽なカスタマーハラスメントを行う利用者や家族の存在で介護現場の働く環境が悪化してしまえば、業界の不人気、イメージの悪さが加速し、業界全体にとって大きなマイナスであり、人材確保がさらに難しくなる。(精神的ダメージを受けての離職や入職希望者への悪影響)

事業所については令和３年に厚生労働省から「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」が出され、その対策を行っているが、上記理由から、国（県・市）においては、利用者、家族に対しても、カスタマーハラスメントに該当する項目や触法行為であることの内容のガイドライン等作成され、その周知徹底をいただきたい。

要望事項

【老人福祉施設全般】

（１）ケアマネジャーの更新制度の廃止【新規】

介護支援専門員の人材不足は深刻であり、地域によってはケアマネ難民が出ているところもある。現在、介護支援専門員資格を取得し、実務に就かなかった場合５年で有効期間が切れ、その前に更新研修５４時間か、有効期間が切れたあとは再研修５４時間を受講しなければならない。

試験に合格し８７時間の研修を経て介護支援専門員として就労できるようになった者が実務に就かないことをもって就労できない状態となり更新研修・再研修を受講しなければならないことが意味不明である。実務に就いた時点で専門課程Ⅰ（５６時間)、Ⅱ（３２時間）の受講が求められるのであるから質の担保も可能である。

５年間実務に就かなくても有効期限が切れることなく、いつでも実務に就けるように国に働きかけていただきたい。このことで、すぐに実務に就ける潜在介護支援専門員を劇的に増やすことが可能となる。

（２）利用者に対する囲い込み・過剰サービスについて【新規】

数十年かけて圏域ごとに計画的に整備されてきた介護保険施設に対してここ数年でその床数を上回る住宅型有料老人ホーム等が整備された地域もある。住み慣れた地域で（在宅で)、在宅サービスを受けられながら暮らされていた「在宅要介護高齢者」が激減している。住宅型有料老人ホーム等の乱立は、介護保険の理念である「自立支援」「利用者本位」「利用者の選択の尊重」をも蔑ろにしているのではないか。財政審が取りまとめた建議（R6.5.21）においても、

○高齢者向け施設・住まいの整備の在り方（介護保険施設の指定を受けている特養等と指定を受けていない高齢者向け住まいの役割分担・住み分けについて改めて検討し、自治体の介護保険事業計画において有料老人ホーム・サ高住も含めた高齢者向け住まいの整備計画も明確に位置付けるべき）

○利用者に対する囲い込み等への対応（利用者に対する囲い込み・過剰サービスについて、安い入居者負担で利用者を囲い込み、関連法人による外付けサービスを活用した介護報酬で利益を上げるビジネスモデルが成立している可能性がある→同一建物減算に加え、区分支給限度基準額(要介護５：３６．２万円)ではなく特定施設入居者生活介護（一般形）の報酬（２４．４万円）を上限とするなど報酬の仕組みを見直すべき）

などの指摘がされており、限られた介護保険財源が無駄に使われ続けることのないよう、たとえば、住宅型有料老人ホーム等の利用者のケアプランは公的な（地域包括支援センターなど）居宅介護支援事業所を立ち上げ、立案し、ケア

マネジメントしてはどうか。新たな介護保険財源の確保となることが期待できる。

（３）介護福祉士等の国家試験における試験会場等について【継続】

例年１月末頃に実施する介護福祉士国家試験について、中国５県では、山口県のみ試験会場が設置されていない。山口県内の介護人材を確保するための対策として、県民が介護福祉士国家試験を受験しやすいよう、山口県で受験できるよう試験会場の設置を国に働きかけていただきたい。

また、県内へ試験会場が設置されていないことを踏まえ、受験料負担軽減への措置を講じていただきたい。

（４）第４回全国老人福祉施設大会・研究会議～JS フェスティバル in 山口～開催にかかる支援について【新規】

令和７年１２月４日、５日に第４回全国老人福祉施設大会・研究会議を山口県引受けで開催するにあたり、運営等に関する御支援・御協力をいただきたい。

【養護老人ホーム】

（１）措置費の見直し【継続】

養護老人ホームは、貧困により生活に困窮した高齢者の受入れ施設として「養老院」が始まりとされ、救護法（昭和４年)、生活保護法（昭和２５年)、老人福祉法（昭和３８年）と一貫して、低所得高齢者等の福祉施策、弱者救済の措置施設として運営が図られてきている。

平成１７年度に措置（運営）費の一般財源化が決定されて以来、全国的に養護老人ホームへの入所率の低下傾向が続き、近年特に全国的に定員割れによる空床が顕著になり、定員減とする施設や閉鎖となった施設も多い。併せて、新型コロナウイルス感染症や物価高騰、賃上げによる他業種への人材流出、処遇改善手当の大きい介護老人福祉施設への転職等の影響により、大変厳しい事業運営を強いられている。

このような中で、厚生労働省から関係自治体に対して令和６年１月１１日付け老高発　０１１１号第１号「老人保護措置費に係る支弁額等の改定及び養護老人ホーム等の適切な運営について」が発出され、養護老人ホームに対する介護職員処遇改善支援事業等や令和６年度介護報酬改定を踏まえた支弁額等への改定への要請が行われたところである。この令和６年度支弁額等の増額については、介護職員処遇改善支援事業や令和６年度介護報酬改定を踏まえた養護老人ホームの支援員や他の職種の職員への処遇改善のための原資となる性格のものである。同様

に基準費用額（居住費）の増額（令和６年８月より）についても、昨今の水・光熱費の増加を踏まえた改定である。

２度の消費税率引上げ時以外、措置費自体は上がっておらず、実質 18 年間据え置きとなっている養護老人ホームの措置費について、昨今の諸物価高騰・人件費高騰（18 年間の最低賃金の上昇とベースアップの動き）を踏まえ、健全で適切な運営の継続が可能になるよう措置費の改定に向けて、基準単価となるものを示していただき市町へ助言・指導をお願いしたい。

地方交付税として算定されている養護老人ホーム被措置者数１人当たり単価については、直近の５年間だけでも別表のとおり 10%増加している。

令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
2,633 千円	2,657 千円	2,723 千円	2.831 千円	2,898 千円

（令和６年３月 26 日付厚労省老健局高齢者支援課事務連絡　別添 Q&A より）

また、生活費のうち、冬季加算、被服費加算、入院患者日用品費、期末加算等についても、据え置きとなっているため、財源措置されていることを踏まえ引上げの実現に向けて助言・指導をお願いしたい。

養護老人ホームの人員配置基準は、入所者の高齢化、重度化の進行や入所者の多様化が進行し、現状の配置基準では夜間を含め、対応が困難となってきている。

このため定員割れをしていても、職員を減らすわけにはいかず、事業を継続するためには１８年間実質据え置きとなっている措置費の引き上げが急務である。

どの業種も人手不足のなか、養護老人ホームの給与水準は低いままであり、他の施設以上に職員の採用、補充が困難になってきており人材の定着にも支障がでている。

高齢者のセーフティネットとしての役割を担う養護老人ホームが健全な運営を行い、かつ養護老人ホームで働く職員の働く意欲を高める為にも、措置費の引上げが必要であることをご理解いただき、措置費（事務費・生活費等）の全般的な見直し・引上げの実現に向けて、ご協力をお願いしたい。

（２）適正な入所措置の実施について【新規】

山口県内の養護老人ホームの定員は、過去５年間で１，３２０名から１，２００名と１２０名減となり９％も減少している。定員減とした施設は、５施設にのぼり１施設は定員割れもあって建て替え計画を断念し、休止となっている。

全老施協の令和４年度の調査では、養護老人ホームの全国平均入所率は８７．２％に対して、山口県の平均入所率は８２．４％と全国平均以下であった。収支状況は悪化し赤字が常態化している施設が大半であり、将来展望に不安を感じている。県内市町別措置状況をみると、自治体によって高齢者人口に比較してその措置率に大きなばらつきがある。

以前、行われたような養護老人ホーム措置事務担当者と措置制度の適切な活用を含めての研修や意見交換会を実施していただきたい。養護老人ホーム措置入所対象者の積極的な発見、社会的に措置を必要としている生活困窮者の適正な把握や関係部署間の連携のあり方など市町間で共有し、定員割れの現状認識と地域における老人福祉計画の中での養護の位置づけ、将来像等についても意見を集約していただきたい。

（３）大規模修繕等について【継続】

養護老人ホームの施設整備については、令和２年に令和５年度までの期限で『介護離職ゼロ』の実現に向け介護施設等の新規整備を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備」により補助することとされた。しかしながら、高齢者の人口がピークを迎えつつある地域や労働人口が減少し、既存の事業の運営にも影響が出ている地方都市では新規の事業を展開することは困難である。また、措置施設の運営費の弾力運用の要件は「施設監査において、適正な施設運営が確保されていると認められること（特に利用者及び職員に対する処遇が適正に行われていること)」とされているが、介護保険施設の職員との大きな賃金格差がある状況は適正な施設運営が行われているとはいいがたいと思われる。さらに、養護老人ホームの運営は赤字体質であり、大規模修繕や建替えのための積み立ては困難である。また、措置費には減価償却費が含まれていないので、会計処理上は減価償却費を計上しますが、減価償却費相当の積み立てをすることは出来ない。

現状のままでは養護老人ホームは施設のメンテナンスや建替えは出来ないため、養護老人ホームの修繕等に対する補助金制度を創設していただきたい。

（４）加算について【継続】

①　障害者等加算の見直し

障害者等加算の支給は、４月１日時点で介護度を持たない利用者に占める障害者の割合（30%以上）で決定される。

障害者への支援内容は障害の種類や程度により様々で、利用者に占める障害者の割合で支援の量を図ることは出来ない。また、介護保険制度を利用できる障害者は対象外となっているが、一日の全てを介護保険制度の庇護のもとで生活しているわけではなく、ほとんどの時間は、養護老人ホーム職員の支援で生活をしている。

障害者に対する支援の困難さは、障害を持つ利用者の多寡や介護度の高低では量りきれず、加えて高齢化に伴い認知症状も進行しているケースも多く、障害者等加算について、障害者の割合制限の緩和や介護度を持つ者も対象とするよう検討して頂きたい。また、加算対象者の認定時期については、4月１日に限らず地域の実情等を勘案して市町において定めることが可能であるということが、令和６年３月８日の全国介護保険・高齢者保健福祉課長担

当会議の資料「４．養護老人ホーム・軽費老人ホームについて」の「（３）養護老人ホーム及び軽費老人ホームの適切な運営の推進について」のなかで改めて示されている。

ついては、この点につきましても柔軟な対応を行うよう指導・助言をお願いしたい。

② 支援員等に対する処遇改善のための加算の創設

養護老人ホームの支援員等は、近年、介護度の重度化や精神疾患等の障害を持つ入所者の増加により多様性が進む中、15：1の配置基準で支援を行っている。介護度の重度化や精神疾患等を持つ者が増加したことにより、支援員等の業務は排泄や入浴の介助等の身体介護や日常生活等の問題点を解決するための相談支援業務が増加し、介護職や福祉・介護職と同様の業務を行いながら、処遇改善加算等に相当する賃金改善の制度がないため、引き続き職員の処遇が適正に行われるよう賃金改善のための助言・指導をお願いしたい。

③ その他の加算

ア 通院支援の加算

養護老人ホームの入所者の通院の対応は、原則身元引受人が行っているが、身元引受人が遠隔地に居住する者や市町の福祉事務所長の場合は、施設の職員やヘルパーが通院の支援を行っている。高齢者や認知症、精神疾患等の障害を持つ者は、病院での受付や支払い、症状の伝達、医師の指示事項等の理解が困難であり、通院の付き添いに要する時間は長く、通常業務にも大きな影響が出ている。

そのため、通院時の支援について加算の創設を検討していただきたい。

イ 入所時の加算

新規の入所者が安心して安全に生活が出来るように、支援員等は入所時にはその属性を理解し施設内での生活が円滑に進むよう支援し、住所変更等の諸手続きの代行やその支援も発生する。入所時には通常業務以外の様々な業務が発生し、新しい生活環境に慣れるまで追加の支援が発生するため、特別養護老人ホームと同様に入所時初期加算の創設を検討していただきたい。

ウ 精神保健福祉士の配置加算

入所者の多様化による精神保健福祉士の配置加算の必要性が高まってきている。

養護老人ホームは知的障害者や精神疾患等の入所者が多いうえ、高齢化に伴う生活支援と見守りに加え、要介護者増と重度化による施設の特養化が進行している。最近では、DVからの避難者、ゴミ屋敷生活など自立生活困難者

の増加、更生施設からの入所等が増加し、集団生活（社会生活）困難者が目立ってきている。そのため、権利ばかり主張し寛容さに欠ける入所者の増加による利用者同士のトラブルに加え、職員とのトラブルが増加傾向にあり、対応策として精神保健福祉士の配置の必要性を感じている。

ついては、精神保健福祉士など専門的な知見、技術を有する職員を配置し、適切な処遇が提供できるよう加算創設について助言・指導をお願いしたい。

（５）市町への指導・助言について【新規】

①国からの措置費に係る支弁額等の改定通知等については各自治体に対してメール送付のみでなく、研修や措置担当会議等の場で口頭でも説明するなど周知・徹底をお願いしたい。同様に、自治体によって入所措置基準において対象者の取り扱いに格差が生じないよう入所措置指針（ガイドライン）のようなものを作成し、養護の潜在的対象者が取り残されることのないよう研修や担当者会議等を実施していただきたい。

②県内の措置費については、厚労省からの令和６年３月 26 日付の事務連絡を踏まえ、令和６年度より老人保護措置費に係る支弁額等の積極的な改定を行った市町、前年の令和５年度においても措置費改定を行った市町がある一方で、対応未実施の市町もあると聞いている。ついては県内の措置費改定状況調査を実施し、現状把握のうえ積極的な改定が行われていない市町に対しては、養護老人ホームの経営実態を踏まえ、適切な指導・助言をお願いしたい。

③通院支援加算や入所時加算等新たな加算の創設に関して、市町で判断することが困難との回答があることから、市町の現場の課題等を把握し、加算創設について市町で加算創設することが可能である旨の通知を国から発出してもらえるよう、要望事項として国へあげていただきたい。

【特別養護老人ホーム】

（１）介護保険施設における食費の基準費用額について【新規】

介護保険施設における食費の基準費用額については、１，４４５円（R3.8 改定）となっているが、お米をはじめとした食材料費や人件費の大幅な高騰により外注でも内注（自前）でも大幅な赤字となっている。こうしたことから、せめて病院給食の公定価格１，９２０円と同額とするようお願いしてきたが実現していない。

そればかりか医療（病院給食単価）は、２６年間見直しされていなかった１，９２０円（１食あたり６４０円）が、今般の物価高騰を踏まえて、この度の診

療報酬改定において１食あたり利用者負担額＋３０円（これまでの４６０円から４９０円）を実現し、令和６年６月より２，０１０円となっている。介護保険施設との差はさらに拡がり５６５円（およそ４０％高）にもなった。介護保険施設の食費の基準費用額について、期中においても速やかに大幅な増額を、国に働きかけていただきたい。

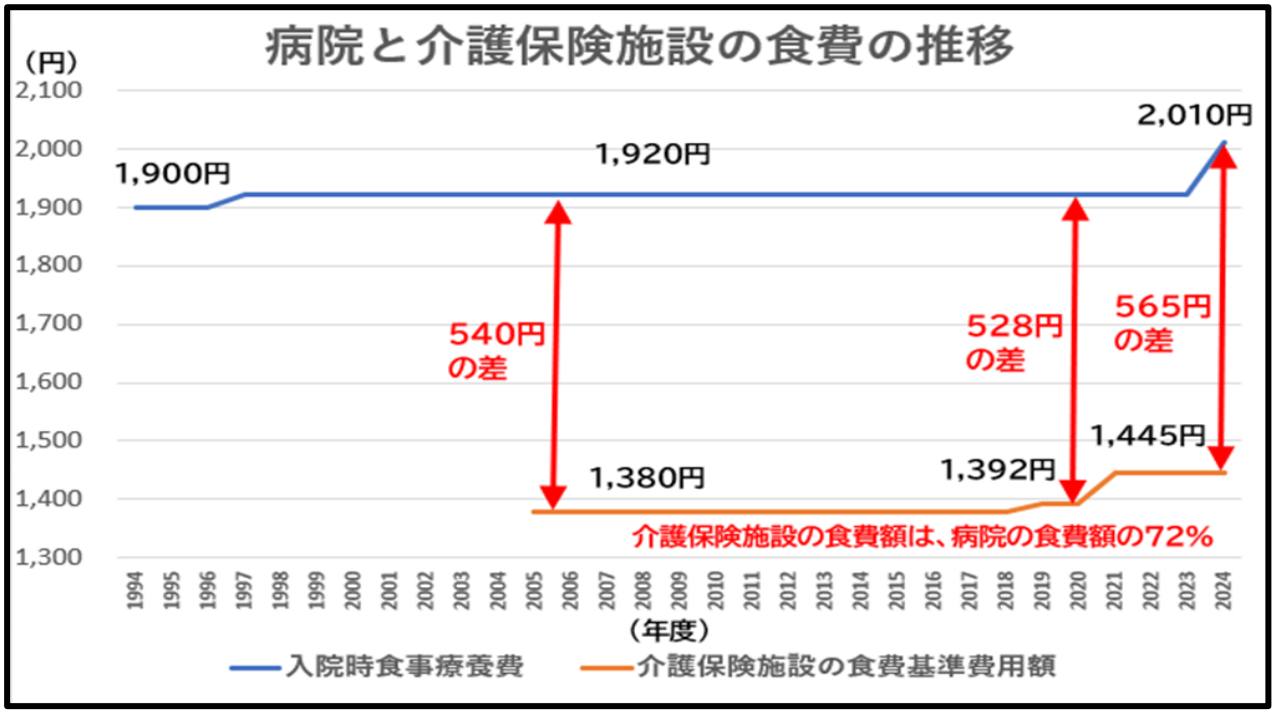

（２）利用者の入所要件について【新規】

平成２７年４月より特別養護老人ホームの入所要件が「要介護３以上」となり、あわせて要介護１・２の認知症高齢者等の特例入所の制度が設けられている。近年、入所待機者の減少が著しい一方で、要介護１、２の高齢者が入所要件に該当しないために、家族が介護離職せざるを得ない状況となったり、望まない有料老人ホーム等に入居せざるを得ない状況を生じさせている。特例入所については、市町による対応の違いがないよう入所判定の平準化に努めていただくとともに、在宅介護の困難さに応じて柔軟な対応ができるようにしていただきたい。

指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について、地域の実情を踏まえ各自治体において必要と認める事情が考慮されることとなったので、指針の変更をお願いしたい。

（３）介護 DX の推進について【新規】

介護人材が不足する中で、介護ロボットやＩＣＴ等を活用した最新機器の導入やLIFE 普及のための通信設備により、業務の質向上や効率化、職員負担を軽減することは、少ない人員で回る介護現場をつくることよりも、介護現場を魅

力あるものとし、介護職員の定着や新たな介護職員の確保につなげるために、ますます必要となっている。

しかしながら、それらの機器導入等には、大きなコスト負担となる。山口県においてもＩＣＴ化を推進しているが、国の交付金を活用した「ＩＣＴ・介護ロボット補助金」への補助額は、中国５県で比較しても山口県が最も低い額となっており、今後の交付金の配分については、補助対象枠や補助金額の拡充を踏まえて検討をお願いしたい。

併せて、導入後の保守管理も大きな負担であり、更新時の費用の捻出も懸念されることから、保守管理費や更新費用等に対する補助金も検討していただきたい。

（４）日常生活継続支援加算の要件緩和について【継続】

日常生活継続支援加算おいて、新規入所者総数の要介護４・５の割合ではなく、在籍者の割合へ変更するよう国に働きかけていただきたい。

また、特例入所者については、割合の算出から除外していただくよう国に働きかけていただきたい。

【軽費老人ホーム】

（１）「事務費補助金制度」の存続について【継続】

事務費補助金は軽費老人ホームの経営上必要不可欠な財源であることから、事務費補助金の本体部分及び各種の加算金について減額することなく制度を存続していただきたい。

また、令和元年１０月の消費税率１０％への引上げ後の補助金については、今後も引き続き、施設の負担額を十分に精査した上で、適正な補助金の支給をお願いしたい。

（２）老朽化にともなう修繕費の補助、重度化対応にともなう施設整備補助【継続】

県内施設の半数は築２５年以上、軽費老人ホームＡ型のみでは、全施設が築４０年以上経過しており、今後の老朽化が見込まれるため施設修繕に関する財源措置を講じていただきたい。また、入所者の高齢化・重度化が進む中で、安全な支援を行うための施設整備に関しても、財源措置を講じていただきたい。

（３）軽費老人ホームに勤務する「介護職員の処遇改善加算」について【継続】

軽費老人ホームに勤務する介護職員は、令和５年度に新たな処遇改善に係る加算が追加されたものの、他の介護保険適用施設の介護職員と同一職種でありなが

ら、未だ処遇に差があることから、引き続き必要な財源措置を講じていただくよう国に働きかけていただきたい。

（４）「宿直専門員雇上加算」及び「宿直業務の委託」について【継続】

軽費老人ホームの補助金に係る加算として、軽費老人ホームＡ型には「宿直専門員雇上加算」が適用されているが、ケアハウスには加算がない。近年、ケアハウスにおいても入居者の重度化が進んでおり、安全確保の観点から、補助金を増額していただくとともに、加算の対象となるよう検討していただきたい。

また、働き方改革関連法が施行され、職員の適切な労務管理を実施するため、宿直業務のシルバー人材センター等への委託について、国に働きかけていただきたい。

（５）一般型ケアハウスの介護職員の配置基準を軽費老人ホームＡ型と同程度への見直し及び事務費基準額の改善【継続】

軽費老人ホームは、介護保険法上「居宅」に位置付けられており、入居者が介護を必要とするときは、介護保険を利用して外部サービスを利用して生活できるが、外部サービスを利用される入居者が年々増えている。さらに、入居者の高齢化やＡＤＬの低下等により、外部サービス以外で施設職員が対応する個別支援が増えてきていることやニーズが多様化しているのが実情である。

一般型ケアハウスにおいて、現行の介護職員の配置基準では十分な対応が出来ないことが問題である。こうした状況を踏まえ、一般型ケアハウスの介護職員の配置基準を軽費老人ホームＡ型の配置基準と同程度に見直し、事務費基準額の改善を国に働きかけていただきたい。

（６）認知度を高める積極的な広報活動について【継続】

待機者の減少の一因として認知度の低さがあげられる。有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅との差別化を図り、軽費老人ホーム・ケアハウスの必要性について明確に打ち出していくことが必要である。行政・地域・関係機関など官民一体の取組を本会とともに行っていただきたい。

山口県障害福祉サービス協議会

＜団体概要＞

・沿革

平成 25 年 1 月　障害種別の新しい枠組み検討委員会（山口県社会福祉協議会）にて、現行の障害福祉施設協議会組織の見直しと新組織「山口県障害福祉サービス協議会」への移行を決議。

平成 25 年 4 月　新組織「山口県障害福祉サービス協議会（略称、障サ協)」発足。

・設立目的

平成 18 年（2006 年）4 月に障害者自立支援法（現、障害者総合支援法）が施行され、国は、従来の身体障害・知的障害・精神障害の障害種別ごとの縦割りのサービス提供と利用の仕組みを一元化する事業体系の再編を行いました。

私たちは、国の目指すその三障害一元化を障害者福祉現場で実践すべく、平成 25 年（2013 年）4 月に本会を設立いたしました。以来、組織基盤を固めながら、障害種別を問わぬ県内すべての障害児・者が地域でより豊かな生活、より充実した人生を送ることが出来るよう、障害福祉サービスの充実、提供に努め、社会に障害者福祉への関心と理解を広め、地域共生社会の実現に向けて事業を展開します。

・活動内容

1　研修事業　研修委員会にて協議、作成した「研修計画」に基づき、年 4、5 回程度の研修会を実施。

2　要望活動　支援現場や事業所（施設）経営の課題等を発信。

（1）山口県総合社会福祉大会福祉関係団体活動報告

（2）自由民主党山口県連「政策聴問会」

（3）公明党山口県本部「企業・団体等との政策懇談会」

（4）山口県知事要望

（5）山口県経営協主催「国会議員との懇談会」

3　広報活動　広報紙「障サ協通信」の発行（年 4 回)、及び本会ホームページの管理・運営等を実施。

4　表彰　会員事業所・施設の職員等に対し、会長表彰を実施。

5　関係機関・団体等との連携・協力

（1）中央及び中国・四国種別協議会等との連携・協力

①　全国社会就労センター協議会（全国セルプ協）

②　中国・四国社会就労センター協議会（中国・四国セルプ協）

（2）県内関係機関・団体等との連携・協力

①　山口県

②　社会福祉法人山口県社会福祉協議会

③　特定非営利活動法人山口県社会就労事業振興センター

④　一般財団法人山口県知的障害者福祉協会

⑤　その他県内の関係機関・団体

6　災害支援活動

（1）「山口県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定」に基づく災害支援活動

7　会の運営

（1）総会・役員会（総会、理事会、監査、会長・副会長会議）

（2）部会（介護部会、就労部会、自立訓練部会、居住部会、相談部会、児童部会）

（3）委員会（組織運営委員会、研修委員会、広報委員会）

・加盟団体、施設　等

山口県内の障害福祉サービス事業所・施設及び、本会の目的に賛同する個人または団体。

＜重点事業・重点目標＞

・本会は、障害種別を超えた県レベルの障害福祉組織として、各事業所・施設間での情報交換や情報共有、また県内外の関係機関との連携を図り、組織の充実を目指し、障害者の存在それ自体を我が事とする感性と価値観を持って、諸事業に、日々、真摯に取り組むものです。

＜要望事項＞

1　取りまとめの経緯

・令和6年6月　令和6年度第1回部会を開催。事前に会員事業所・施設が提出した「部会協議シート」のまとめを基に、各部会（介護部会、就労部会、自立訓練部会、居住部会、相談部会、児童部会、以上6部会）にて意見交換。

・令和6年7月　各部会長が、部会協議をふまえて要望項目を作成。

・令和6年7月　組織運営委員会（令和6年度第2回会長・副会長会議と同時開催）にて令和6年度要望を協議、作成。

2　要望事項

下記のとおり

要　望

山口県障害福祉サービス協議会
会　長　古　川　英　希

今年度4月に報酬改定が実施された。現状での私たちの令和6年度の要望は、以下に示す事業全体に関する内容と、各事業に関する内容（6部会：①児童部会　②介護部会　③就労部会　④居住部会　⑤自立訓練部会　⑥相談支援部会）である。

1　障害福祉サービス事業（事業全体）

（1）恒常的な福祉人材不足の解消を要望する　継続

依然として障害福祉分野における人材不足状況は続いており、支援現場で働く職員各人は心身に過重な負担を強いられている。その結果、利用者を一人の人として尊重する思いや、支援の質や技術の向上に取組む意欲が削がれてしまっている。そしてそのことに障害者本人は、その保護者はじっと耐えているのだ。

すでに県内の障害者福祉現場でも外国人の登用が始まっている。一方、国内での人材確保においては有料人材紹介業者からの応募は見込めるが、その採用に至る経費は高額であり、簡単に利用できる状況にはない。こうした現状を踏まえ、助成等の対応を要望する。

職員の給与や勤務に関する加算や改善も必要で、利用者支援に関する報酬加算などの仕組みの改善も必要だ。しかし、社会の根深い障害者に対する偏見や差別、そして障害福祉に対する第三者的な無関心。社会のそうした意識を変えるための施策を提示し、実践していただきたい。この問題は一朝一夕に解決を見るものではないと思われるが、学校教育への取組とともに、私たちの社会の誰かがどこかで本腰を入れなければならない課題である。

2　児童発達支援事業

（1）新型コロナウイルス等感染症拡大による利用者減少と経営圧迫への対策を要望する　継続

ふたたびの新型コロナウイルス感染症拡大により、感染者、濃厚接触者の利用中止、感染への不安による利用控えによる利用者減少が顕著に表れている。障害児通所支援事業所は経営母体が小さいところが多く、これらの影響からすでに廃業する事業所も出ている。一昨年の5月に5類に移行後はコロナで休まれた利用者は報酬請求することはできなくなった一方で、有資格職員が休む、または退職し、保育士・児童指導員等が基準に沿って配置できない場合は営業できない。このことから、無資格の指導員に対し、有資格者が一定期間指導した場合、有資格と同等の扱いとなるなど、配置基準の緩和を検討していただきたい。また、コロナにおける融資の返済が始まり、より厳しい経営状況になりつつある。

安定的な福祉サービスの提供の確保のため、早急な経営支援対策をお願いする。

（2）個別サポート加算における判定方法の改善を要望する　継続

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定においては、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、ケアニーズが高い障害児に支援

を行ったときの加算として、「個別サポート加算（Ⅰ）」が創設された。しかしながら判定方法である就学児サポート調査については自治体で大きな格差があり、結果として個別サポート加算該当非該当についても児童の実情に即していない判定結果が散見される。個別サポート加算非該当であっても職員の手がかかる障害児が利用することも多々あり、職員の配置を手厚くした場合には加算の創設をお願いしたい（一日単位）。また就学児サポート調査による判定が継続されるのであれば、主観的な視点に偏りがちな家族や保護者等への聞き取りだけでなく、客観的な視点を持った相談支援事業所、放課後等デイサービス事業所、支援学校など第三者的な立場の者の聞き取りも確実に実施していただきたい。

（３）科学的根拠に基づいた区分の創設を要望する　継続

（２）で示したように指標による判定は市町や被検者によりばらつきがあることから、放課後等デイサービスにおいても障害児サービスにおいても、科学的根拠に基づいた区分の創設（支援区分、介護認定等）、それにともなう報酬単価の設定、加算の見直し（細分化）を要望する。

【児童部会】

３　生活介護事業

（１）在宅の利用者のための通所事業所における入浴支援加算の対象の拡大を要望する　継続

入浴支援加算の対象は「医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して」とあるが、これらの対象者以外の利用者においても、保護者の高齢化等により自宅での入浴が困難な場合が多くある。こうした家庭の状況に応じた入浴支援加算の対象拡大を要望する。

（２）強度行動障害者支援の専門的中間施設の創設を要望する　継続

強度行動障害者支援については「広域的支援人材」と「中核的人材」の養成を図るために、全国支援機関である国立のぞみの園を中心として養成プログラムを整え、全国展開を進めるとしているのは、各施設・事業所での支援の一つの希望となるかもしれない。

しかしながら、今も強度行動障害者の支援現場では待ったなしの、切羽詰まる厳しい日々を送っている。これまでも要望してきたが、福祉と医療の双方の機能を備えた専門的中間施設の創設を要望する。職員の離職や利用者虐待の一因となりかねない状況に職員は疲弊し、孤立状態にあるのだ。専門的中間施設で対応し、一定の方向性を見いだせれば支援施設へ。仮にそこで課題が生ずれば再度、その中間施設で対応する。こうした体制を一刻も早く構築していただきたい。

【介護部会】

４　就労支援事業

（１）就労障害福祉サービス事業所の適正な数と質の確保について　継続

今年度も山口県内の就労福祉サービス事業所から「困っていること」「悩んでいること」「要望事項」について意見収集したところ、例年通りではあるが「利用者の減少に伴う利用契約者不足」「人材確保が難しいため職員不足」が多数寄せられた。

毎年、山口県障害福祉サービス協議会就労部会からは、障害のある人達の障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳）の交付数と就労障害福祉サービス事業所の新規開設事業所を含む事業所数と利用定員数を示すことで、就労障害福祉サービス事業所数が過剰であるため「利用者の減少に伴う利用契約者不足」「人材確保が難しいため職員不足」しているのではないかと訴えているが改善の傾向がみられない。

今年度も例年と同種の要望ではあるが、令和元年度から令和５年度までの就労障害福祉サービス事業所定員数及び障害者手帳の推移について下記の表をお示しする。

	R元年度		R２年度		R３年度		R４年度		R５年度	
就労事業	定員数	比率	定員数	比率	定員数	比率	定員数	比率	定員数	比率
移行	389	100%	403	103.5%	399	102.5%	345	88.6%	321	82.5%
A	562	100%	542	96.4%	551	98.0%	660	117.4%	705	125.4%
B	3,140	100%	3,215	102.3%	3,417	108.8%	3,541	112.7%	3,674	117.0%
総数	4,091	100%	4,160	101.6%	4,367	106.7%	4,546	111.1%	4,700	114.8%
障害手帳	発行数	比率	発行数	比率	発行数	比率	発行数	比率	発行数	比率
身障	63,428	100%	62,066	97.8%	62,184	98.0%	61,174	96.4%	59,082	93.1%
療育	12,610	100%	12,906	102.3%	13,174	104.4%	13,461	106.7%	13,630	108.0%
精神	12,049	100%	12,213	101.3%	12,278	101.9%	13,004	107.9	12,827	106.4%
総数	88,087	100%	87,185	98.9%	87,636	99.4%	87,639	99.4%	85,539	97.1%

就労福祉サービス事業所定員数および障害手帳交付数について、令和元年度を基準値（100%）として比較すると、令和５年度の定員数は、就労移行支援事業所－17.5%（－68 人）、就労継続支援Ａ型事業所＋25.4%（＋143 人）、就労継続支援Ｂ型事業所＋17%（534 人）で、**総数＋14.8%（＋609 人）**となっている。一方で障害福祉手帳の交付数は、身体障害者手帳－6.9%（－4,396 人）、療育手帳＋25.4%（＋1,020）、精神保健福祉手帳＋6.4%（＋778 人）で、**総数－3.9%（－2,548 人）**という状況になっている。

このように障害者数が減少している状況で就労福祉サービス事業所の適正な数と質を確保するため、特に就労継続支援事業所における新規設置の抑制、もしくは正当な事業運営がなされているか第三者による評価を義務付けることを要望する。

（２）就労移行支援事業における職員配置について検討を要望する　新規

就労移行支援事業に必要な職員の職種や要件、人数などを定めた「人員配置基準」があるが、これには、生活支援員と職業指導員のうち、どちらか 1 人以上は常勤であることが規定されている。しかし、山口県の就労移行支援事業の実態は、令和元年度の定員総数 389 人（100%）に対し令和 5 年度の定員総数 321 人（82.5%）と縮小化している。事業形態も多機能型（他事業と併設）定員 10 人以下で対応している。また、実利用実績も定員を満たすことが難しくなっている実態がある。

山口県は就労移行支援事業に必要な職員として「生活支援員と職業指導員のうち、どちらか１人以上は常勤であること」の常勤の解釈が常勤専従を求め職員の配置は定員数に対して配置するようになっているが、山口県の就労移行支援事業を利用する利用者は減少し就労移行支援事業所では定員を満たさない状況で就労移行支援事業の継続は難しくなっている。

このような就労移行支援事業の実態は他の都道府県でも課題として取上げられ、常勤という解釈を常勤兼務（常勤換算方式）という解釈で就労移行支援事業が存続している。

そこで、山口県においても就労移行支援事業の配置「生活支援員と職業指導員のうち、どちらか１人以上は常勤である」の解釈を常勤兼務（常勤換算方式）として頂くように要望する。

【就労部会】

５　地域生活支援事業

（１）通院支援に対する評価の創設を要望する　新規

令和６年度報酬改定において、施設入所支援に対し、通院支援に対する評価が創設された。居住系サービスにおいて、グループホームの利用者数は、施設入所支援利用者数を超えており、多くの利用者が住まいの場として生活している。そこでの健康管理は必須であり、世話人、生活支援員が、状況に応じた通院のサポートを行っているが、グループホームには通院支援の評価がなされていない。利用者の重度化、高齢化を担う生活の場所としても、通院支援の評価を要望する。

（２）常勤換算法による職員兼務の取り扱いについて制度の見直しを要望する　新規

現在、グループホームの利用者数は、施設入所支援利用者数を超えている。当該業務に係る職員数も増えている。有給休暇取得について、入所施設においては勤務あつかい専従として、有給利用時も常勤換算に含めて良い（勤務した）とされ、取得のしやすい要件となっており、勤務体制に影響は出ない。グループホームにおいて、日中系事業と兼務の勤務体制を敷いた場合、グループホーム、日中系事業ともに非常勤の扱いとなり、有給休暇を取得した場合、常勤換算に含まれず、欠勤扱いとなる。常勤換算を満たすことは運営基準上必須であることから、職員を当該事業に多く充てる、または、有給取得の促進が進まない現状が生まれている。

有給取得を妨げる制度は、労働行政の流れと逆行していることから、複数事業兼務による非常勤の扱いであっても、有給取得が常勤換算に含まれるよう制度の見直しを要望する。

（３）グループホーム事業における施設整備補助について　新規

利用者の重度化、高齢化を担う生活の場所としてもグループホームが注目されているが、設備の不足、古い家屋を借り受ける、購入した場合、大掛かりな改修が必要となることが多い。また、暮らしていく中、状態像の変化により改修が必要なケースも出てくる。

重度化高齢化に伴う生活環境を担保する観点から、県単位での建物の設備改修に係る施設整備補助の創設を要望する。　【居住部会】

6　自立訓練事業

（1）精神障害者支援における福祉と医療との相互連携促進について　継続

精神障害者は疾病と障害の両面を持つものであり、彼らが安定した地域生活を送るうえで、医療面と福祉面での支援の両立は不可欠である。

しかしながら、現行の障害福祉制度では、福祉サービスを利用するうえで、精神科医療側からの情報提供等は原則として必須ではなく、また精神科医療側においても、福祉側からの情報提供は必ずしも必要とされていないのが現状である。

福祉現場における精神障害者の支援・サービスの質を高めるには、福祉的視点のみならず、医学・医療的視点からの意見が十分に反映される制度設計が必要である。

これらを勘案して、医療側から医師意見書や診療情報提供書等の提出、福祉側からサービス等利用計画書、モニタリング報告書、個別支援計画書等の提出等、相互の情報提供を評価の対象とするよう要望する。

（2）宿泊型自立訓練における体験利用の制度化を要望する　継続

宿泊型自立訓練事業は、障害者が精神科病院や入所施設等から地域生活への第一歩を踏み出すにあたり、重要な位置づけを担う事業である。

その一歩を踏み出す（正式な利用に至る）までには、本人への動機づけやアセスメント等に相当な時間と労力を要する場合が多く、その過程において、事前の体験利用を望まれるケースも多い。

しかしながら、宿泊型自立訓練には、体験利用が制度化されていないため、制度外で事業者側が任意で体験利用を受け入れているのが現状である（共同生活援助[グループホーム]では、体験利用が制度化され、報酬算定可能である）。

宿泊型自立訓練は、国が進める「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」を推進する上でも、地域における「体験の場」として有効な社会資源となり得ることから、その体験利用について報酬を設定し、制度化したうえで、障害者の地域移行の推進に役立てていただくよう要望する。

【自立訓練部会】

7　相談支援事業

（1）相談支援専門員の人材確保・定着に向けた報酬設定を要望する　新規

相談支援専門員の募集をかけても、なかなか応募がこないという現状がある。背景としては、報酬単価が低く、事業所として十分な給料が支払えないという経営的な問題などあげられる。その為、相談支援専門員の資格をもっていても相談支援事業に従事しないという状況があり、人材不足にも繋がっている。

要望としては、相談支援の担い手である相談支援専門員が将来の展望を持ち働き続け、能力や業務量に応じた適切な処遇をうけられ、また、こうした人材を確保、定着していく為にも、相談支援事業所が安定運営できるような報酬水準の確保を要望する。

（2）相談支援専門員一人あたりに対する適切な担当人数の検討を要望する　新規

安定経営とされる相談員１人あたりの標準計画作成件数（35 件/月）を目安に

相談支援しようとすれば、相談員１人あたりが約 120 人以上の利用者を担当しないと達成できない件数となっている。120 人以上の利用者を担当すると、ひと月の標準計画作成以外の業務（緊急対応、電話対応、事業所同行、会議開催等）が必然的に多くなり、十分な相談対応が出来ないケースや、要望や新規利用者の引き受けを断わらざるを得ない、また計画作成の期限に間に合わないなどの状況がみられる。

相談支援事業所の安定経営のために、標準計画作成件数（35 件/月）、各種加算の取得など目指してはいるが、対応できている事業所は稀であり、ほとんどの事業所が厳しい運営状況で業務している現状がある。

要望としては、相談員１人あたりの[標準計画作成件数]を設けるだけではなく、例えば、[標準担当人数]を設けるなど、相談支援業務の質を確保できる体制作りを要望する。

（３）居住支援の拡充を要望する　新規

ご本人が地域での生活を希望されていても、身体的または経済的な理由により入居できない物件が多いことが、地域移行が進まない要因のひとつになっている。

地域移行を促進していく為にも、バリアフリーであるとともに、ご本人の経済状況に見合うアパートなどを増やしていただくよう要望する。

【相談支援部会】

山口県身体障害者施設協議会

＜団体概要＞

・設立目的

山口県内の身体障害者支援施設相互間の連携を図り、よって福祉サービスの向上に寄与することを目的とする。

・活動内容

① 施設の運営管理等に関する調査研究及び連絡調整
② 関係機関及び各種団体との連携協働
③ 施設利用者のサービス向上に関すること
④ 施設職員の資質向上に関すること
⑤ 地域貢献に関すること
⑥ その他 目的を達成するために必要な事業

・加盟団体、施設

（山口市）なでしこ園 （防府市）華南園（周南市）鼓澄苑
（岩国市）緑風園 （宇部市）高嶺園（長門市）湯免清風園
（下関市）下関幸陽園、フェニックス

＜重点事業・重点目標＞

① 「脱コロナ」の道を模索しながらも、会員施設における利用者・職員等の生命と安全を確保するための取組を最優先とする。
② 各会員施設で行われている新型コロナウイルス感染防止の取組に合わせながら当協議会相互間の連携を促進させていく。

＜要望事項＞

1 取りまとめの経緯

山口県身体障害者施設協議会 施設長会議

- 1回目 令和6年4月26日 山口市にて対面開催
  昨年度の事業報告、収支決算報告及び今年度の事業計画、収支予算案等を審議した。
- 2回目 令和6年7月26日 防府市にて対面開催
  中・四国ブロック職員研修大会及び県身障協の職員研修会、親睦レクリエーション大会の進捗状況等を議論した。

2 要望事項

企業・団体等との政策懇談会（公明党山口県本部主催）及び国会議員との懇談会（山口県社会福祉法人経営者協議会主催）において、次の事項について要望活動を行った。

① 刑余者の出所後の生活支援について（前年度より継続）
② 障害者・高齢者が不便なく利用できるユニバーサル「多機能トイレ」の普及について（前年度より継続）
③ 障害者施設利用者の高齢化に伴う「ソフト食」の導入について（前年度より継続）
④ 終末期医療と人の尊厳について（前年度より継続）

一般財団法人山口県児童入所施設連絡協議会

＜団体概要＞

・設立

昭和４４年１１月２５日(一般財団法人に移行：平成２４年４月)

・設立目的

すべての人が健康で文化的な生活を営むことが保障されている現在、両親の死亡あるいは両親の疾病等の理由により温かい家庭生活を享受できない児童や、精神又は身体に障害のある恵まれない児童を保護養育している施設の関係者が集い発展的に財団法人とし、関係機関団体の協力のもとに施設の合理化、施設関係者の資質向上等児童福祉の一層の推進を図ることを目的として設立した。

＜重点事業・重点目標＞

（１）子どもの権利擁護を図る環境整備
（２）人材育成の育成、定着に向けた取り組み
（３）施設退所後の支援に関する取り組み
（４）情報交換・児相長との意見交換会と広報活動の推進
（５）社会的養護に対する要望活動
（６）功労者の表彰
（７）大規模災害に備えた支援体制の構築

＜要望事項＞

◆一時保護委託の体制整備
◆地域の実情を踏まえた施設の高機能化、多機能化に向けた施策の推進
◆子どもの権利擁護の取組の推進
◆児童家庭支援センターの機能強化
◆物価高騰への支援の拡充

一般財団法人山口県知的障害者福祉協会

＜団体概要＞

・設立

昭和４１年２月（財団法人化：昭和６１年８月）

・会員数

１２７施設事業所（令和６年７月１日現在）

・目標

知的障害がある方の地域における支援のあり方について研究し、支援の事業拠点として施設や事業所の役割を踏まえて、障害がある方の目線から現行法制度下での課題をとらえ、支援しこれを実践に活かすことを通して、福祉の向上に寄与することを目標とします。

＜重点事業・重点目標＞

山口県知的障害者福祉協会は、山口県内に所在する知的障害児者の施設（事業所を含む。）の充実向上及び知的障害児者の福祉増進を図ることを目的として、下記の事業を行います。

・知的障害児者施設の充実及び知的障害者の福祉の増進に関する事業
・知的障害児者施設に関する調査研究に関する事業
・知的障害児者施設関係職員の研修に関する事業
・施設入所者入院給付金及び健康手当金の給付に関する事業
・関係団体との連絡調整に関する事業
・その他この法人の目的を達成するために必要な事業

＜要望事項＞

１　職員の配置体制における常勤換算の取り扱い緩和について
２　物価高騰による影響について
３　強度行動障害支援に係る体制作りについて
（１）強度行動障害対応型施設整備費予算の確保を
（２）強度行動障害配置基準の新設及び予算の確保を
（３）医療連携に伴う予算等の確保を
（４）障害者支援施設での重度障害者支援加算対象者の生活介護の利用日数の制限撤廃

一般財団法人山口県保育協会

＜団体概要＞

・沿革

昭和３４年６月１７日　財団法人山口県保育協会設立
平成２４年４月　１日　一般財団法人山口県保育協会へ移行

・設立目的

山口県における保育事業の健全な発展を図るとともに、子どもの健やかな育ちのためにより良い保育を目指す活動を通して、保育事業の円滑な遂行に寄与する。

・活動内容

計画的な事業推進のため、理事会、評議員会を開催し、各部会活動を通して様々な事業を展開している。

・加盟団体、施設　等

令和６年度の保育協会加盟園数は２９６施設である。

＜重点事業・重点目標＞

１　地域子ども・子育て支援事業計画への積極的な参画
２　新たな保育所経営の実践と改善
３　地域の実情に応じた子育て支援の推進
４　保育に関わる研究と情報の積極的な収集
５　保育内容、保育方法の一層の研鑽
６　人口減少地域の保育課題の検討
７　積極的な要望活動の実施
８　関係機関・団体の実施する行事等との緊密な連携

＜要望事項＞

１ 保育者が安心して働ける環境づくりのための支援
２ 保育職に就くための支援
３ 保護者への支援

一般財団法人山口県里親会

＜団体概要＞

・設立

昭和３７年１１月１６日（一般財団法人に移行：平成２４年４月１日）

・設立目的

児童は全てその生みの親のもとで正しい愛情に守られながら健全な家庭生活を経験し、その家庭と家庭を囲む地域社会とよいつながりのなかで養育されることが、人格的に完全な成長をとげるうえでもっとも望ましいものである。

しかしながら、現実には家庭に恵まれない児童の将来を思う時、養育、教育、職業、経済等その前途をはばむものが多くある。これを解決するためには、個々の里親の総意を結集し、広く世に訴えて理解と協力を求め、国、県の施策を促進すれば私たち里親の切なる願いは受け入れられるものと確信している。

このように､社会各方面の指示と内外の信頼と期待にこたえ団体の基を強化し、会運営の民主化を図り、ますますその発展を期するため、私たちは「財団法人山口県里親会」を設立した。

＜重点事業・重点目標＞

（１）里親制度の充実と普及に努める。
（２）組織内の緊密化と強化に努める。
（３）里親の資質向上と被虐待児への養育技術の向上に努める。
（４）里親ならびに里子の福利厚生に努める。
（５）各種要望活動を実施する。

＜要望事項＞

◆委託の促進について
◆委託された子どもの処遇改善について
◆関係機関の支援体制の強化について
◆子育てへの支援について
◆虐待等による里親処遇等について
◆フォスタリング機関などによる包括的な支援体制の充実強化について
◆養育困難な児童等に係る里親支援について

一般財団法人山口県手をつなぐ育成会

＜団体概要＞

・沿革

昭和３７年（1962 年）３月　任意団体 山口県精神薄弱児手をつなぐ親の会連合会 結成
昭和４３年（1968 年）１月　財団法人 山口県精神薄弱者育成会 設立許可
平成１０年（1998 年）９月　財団法人 山口県手をつなぐ育成会 に名称変更
平成２４年（2012 年）４月　一般財団法人山口県手をつなぐ育成会 に名称変更

・設立目的

本団体は、知的障害者福祉法、児童福祉法及び教育基本法の精神に基づき、知的障害者及びその家族を守り、もって福祉の推進に寄与する。

・活動内容

山口県手をつなぐ育成会活動を通して、知的障害・発達障害への理解促進や権利擁護に取り組むと同時に、中国・四国地区及び全国育成会連合会活動に参加し共生社会の実現をめざす。

・会員等

市町育成会数　２０単位会（令和６年６月１日現在会員数　1,105 人）

＜重点事業・重点目標＞

重点事業及び実施内容

・知的障害者に対する社会の理解を深める啓発事業
・知的障害者の福祉施設の拡充強化の推進に関する事業
・知的障害者及び保護者相互の連絡提携並びにその育成強化の関する事業
・知的障害者に関する広報啓発及び調査研究に関する事業
・その他山口県手をつなぐ育成会の目的を達成するために必要な事業

１　手をつなぐ育成会福祉・教育振興山口大会の開催
２　知的障害者福祉月間（９月）への参加
３　会員活動の推進
（１）市町育成会（親の会・父母の会）の研修実施
（２）広報啓発事業の実施
・人権擁護の啓発
・ホームページの運営・管理
・全国手をつなぐ育成会連合会会誌「手をつなぐ」の購買普及
・広報紙「山口手をつなぐ」の発刊（年１回）
（３）本人活動（きららの会）の育成支援
（４）母親（父親）フォーラムの開催
（５）福利厚生事業の実施
（６）県委託（補助）事業の実施

▼　山口県障害者いきいきサポート事業の実施
・本人活動支援事業
▼　地域生活援助事業の実施

（７）全国手をつなぐ育成会連合会への災害支援義援金の協力
（８）財政基盤立て直しのための賛助会員の募集

重点目標

１　育成会の活性化と組織強化
２　積極的な情報発信
３　就労・自立・社会参加の促進
４　行政・教育・関係団体との連携強化

＜要望事項＞

１　取りまとめの経緯

令和６年８月１日「山口県手をつなぐ育成会第２回単位会長会」にて協議、取りまとめ

２　要望事項

（１）知的障害のある人の医療負担軽減について
（２）就労と自立の支援について
（３）地域生活の支援について
（４）社会参加の支援について
（５）入所施設等における適切な食事の確保について

山口県肢体不自由児協会

＜団体概要＞

・戦後まもなく、全国的に肢体不自由児に対する医療・教育・福祉等の各分野における環境整備の必要性が叫ばれ、日本肢体不自由児協会（Ｓ２３年設立）の指導のもと、各県の父母、医療・教育・福祉関係者によって肢体不自由児協会が設立

・本県では昭和３６年２月に「財団法人 山口県肢体不自由児協会」が設立（平成２５年１１月に任意団体へ組織変更）

・本協会の支部として、県下各地域において、養護学校・肢体不自由児施設の設置や医療制度の充実に向けて活動している「父母の会」と一体として運営

・主な事業としては、肢体不自由高校生に対する奨学の給付や在宅児の家族の交流事業、「手足の不自由な子どもを育てる運動」への協力、施設職員の表彰

＜重点事業・重点目標＞

１　重点事業

（１）　教育・福祉・雇用の推進

在宅療育のサポート体制や母子通園、緊急時のショートステイ等のサービス提供体制等の整備状況を見守り、また、肢体不自由児に係る教育・福祉・雇用に関して必要な要望活動の実施

（２）　高校進学奨励事業

手足の不自由な高等学校及び特別支援学校高等部在学生徒に、奨学金を交付し、学業を営む上で必要な経費の一部を援助

（３）　肢体不自由児交流事業

各支部が、在宅児に非日常的な楽しみの機会をつくり、また、家族の不安や悩みの解消、教育・施設・就労等の情報交換に役立たせるための交流行事の実施

２　その他の事業

（１）「第７２回手足の不自由な子どもを育てる運動」への取組の一環として、 本年度も愛の絵はがき等を頒布

（２）第７４回山口県総合社会福祉大会において、デイケアハウス・児童福祉施設の職員で、永年にわたり肢体不自由児(者)のために尽力しその功績が顕著である者を表彰

（３）日本肢体不自由児協会と連携し、肢体不自由児福祉事業の振興に寄与

（４）関係団体開催の研修大会等への協力

山口県肢体不自由児（者）父母の会連合会

＜団体概要＞

・県下各地域において、養護学校・肢体不自由児施設の設置や医療制度の充実に向けて活動していた「父母の会」は、昭和４９年４月に山口県肢体不自由児(者)父母の会連合会として設立

・各県の父母、医療・教育・福祉関係者によって設立された肢体不自由児協会とは、市町段階では、一体的に運営されている。

・本会は現在５支部で運営しており、設立当初からの肢体不自由者及びその親が高齢化する一方、新規加入者は少なく、会員数は年々減少している。

・主な事業としては、会員相互の連絡調整により、肢体不自由児者の調査研究、教育福祉に関する啓発活動、療育指導を行っている。

＜重点事業・重点目標＞

１　重点事業

（１）　肢体不自由児者への生活支援、保健医療、雇用、教育の充実

①　障害児者に対する地域生活支援のための包括的な在宅サービスの充実

②　障害児者にも居心地の良い社会の構築とノーマライゼーションの理念の浸透

③　災害時における障害者の避難支援について、理解促進や「福祉避難所」の充実

（国・県に対する要望事項）

（２）　令和６年度会員研修会の開催

令和２年度以降中止となっている会員研修会の開催

（３）　令和６年度地域指導者セミナーへの参加

全肢連が開催する地域指導者セミナーに参加

２　その他の事業

（１）　表彰

第７４回山口県総合社会福祉大会において、組織の活動に顕著な実績を納めた会員を表彰

（２）　山口県肢体不自由児協会事業への協力

山口県肢体不自由児協会が実施する「第７２回手足の不自由な子どもを育てる運動」及びその一環として行われる事業への協力

（３）　全肢連事業への協力

「さわやかレクリエーション事業」の実施協力

（４）　自動販売機の設置事業

地域の協力を得て、自動販売機の維持・増設による収入確保

山口県母子寡婦福祉連合会

＜団体概要＞

・沿革

結成年月	法人設立	一般財団法人移行
昭和２５年７月１２日	昭和３８年７月１日	平成２６年４月１日

・設立目的

ひとり親家庭等の福祉の増進を図るとともに、県内の母子寡婦福祉加盟団体及び関係機関と連携し、ひとり親家庭等が豊かで安心して暮らすことができる社会づくりに寄与することを目的とする。

上記の目的を達成するため、次の事項を重点目標とする。

1) ひとり親家庭の自立基盤の充実と生活安定の向上、並びに子どもたちの健全育成を図る
2) 地区組織活動体制を確立強化するため、中堅幹部の起用等組織の活性化を図る
3) ひとり親家庭等相互の連帯を深め、未加入者の加入促進を図る
4) 地域社会への積極的参加を図り、地域活動を通じて本会の認識と評価を高める
5) 男女共同参画の推進に努力する
6) 活動資金の確保を図る

・活動内容

令和６年度事業計画

・エンパワーメントフェスタ 2024（女団連共催）
・ひとり親家庭研修会（交流会）
・58 回山口県母子寡婦福祉大会（母子及び父子並びに寡婦福祉法制定６０周年記念）
・令和 6 年度中国・四国・九州地区母子寡婦福祉研修大会参加（広島県）
・令和 6 年度全国母子寡婦福祉研修大会参加 （富山県）
・第 74 回山口県総合社会福祉大会 （社協共催）
・全国母子寡婦家庭指導者研修会参加（東京都）
・親子ふれあいのつどい

・加盟団体

一般財団法人　全国母子寡婦福祉団体協議会

＜要望事項＞

１　取りまとめの経緯

・第 58 回山口県母子寡婦福祉大会（母子及び父子並びに寡婦福祉法制定６０周年記念）

① 開 催 日　　令和 6 年 8 月 25 日（日）
② 会　　場　　山口県教育会館　ホール
③ 参加者数　　230 名
④ 大会内容
　・式典、行政説明、講演、活動報告、宣言・決議
④ 申合せ事項

私たち山口県母子寡婦福祉関係者は、ひとり親家庭並びに寡婦の生活の安定と

福祉の向上を図るとともに、子どもたちの健やかな成長を支援し、団体の果たすべき役割と課題を確認するために母子及び父子並びに寡婦福祉法制定６０周年記念の「第 58 回山口県母子寡婦福祉大会」を開催しました。

ひとり親家庭や寡婦を取り巻く環境は、福祉施策において支援体制の充実が図られているものの長引く新型コロナウイルス感染症や急激な物価高騰の影響により、更に厳しい状況が続いています。この大会を通してひとり親家庭等福祉施策や自立支援施策への理解を深め、団体の社会的意義や役割を再認識しました。

ここに、ひとり親家庭並びに寡婦が安定した生活を営みながら、安心して子育てできる明るい未来のために、関係機関と連携し、組織の充実強化のもと、その実現に努力することを申合せました。

２　要望事項

「第５８回山口県母子寡婦福祉大会」にあたり、“母子及び父子並びに寡婦福祉法制定 60 周年”を記念して、ひとり家庭及び寡婦の福祉向上のため、次の事項の実現を関係機関に強く要望します。

１　物価上昇等の影響を受け、厳しい家計状況に置かれている ひとり親世帯への給付金が充実し、継続されるよう要望します。

２　「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、積極的に正規雇用施策が講じられるとともに、雇用拡大と非正規雇用者の同一労働同一賃金が徹底されるよう要望します。

３　養育費を支払う側に「養育費控除」を新設する等　養育費の支払いが確実なものとなるよう法律によって強化する制度づくりを要望します。

４　児童扶養手当制度の更なる充実と生活実態に合わせて見直されることを要望します。

５　「ひとり親家庭及び寡婦の医療費助成制度」については、自己負担額や助成内容が居住地にかかわらず格差のないものとなるよう国による新たな助成制度の創設を要望します。

６　自動販売機の設置や売店の運営管理については、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、優先して公共施設において母子・父子寡婦福祉団体に発注されるよう要望します。　又、事業主に対しても発注の働きかけをされるよう要望します。

山口県地域活動連絡協議会

＜団体概要＞

・沿革

昭和２３年、厚生省児童局から「母親クラブ結成及び運営要綱」が出されて母親クラブの必要性が強調されて以来、全国的な組織として急速に発展し現在に至っている。

・設立目的

子どもたちの健全な育成を願って自分たちの力で地域社会に根ざしたボランティア活動を実践していくために結成された組織。お互いの親睦を図りながら、子育てや日常生活の問題などから気軽に話し合い、一人では解決できない事も皆で協力し、楽しく子どもたちのためになる活動を進めていく。

・活動内容

山口県地域活動連絡協議会は、研修や実践活動の充実に努め、“子育て文化創造条例”に基づく“家庭の日”や“ 児童虐待防止活動”等を推進し、安心・安全に子育てができる環境づくりを目指している。

・加盟団体、施設等

全国地域活動連絡協議会
やまぐち子育て連盟
山口県児童センター（事務局）

＜重点事業・重点目標＞

1　親子および世代間の交流を深めるとともに、文化活動を推進する。
2　児童の養育に関する研修活動を促進し、修得した知識、技術を地域や家庭での実践活動につなげる。
3　常にあらゆる事故防止に留意し、子どもたちが安心・安全にすごせるための活動を行う。
4　日曜、祝日などに児童館等を利用し、子どもの居場所づくりのための活動を推進する。
5　「まちの子は、みんなわが子」を合言葉に児童の福祉向上に努め、心の通うあたたかい地域活動の輪をひろげる。

山口県精神保健福祉会連合会

＜団体概要＞

・沿革

平成２４年４月１日　山口県精神障害者福祉会連合会　設立
令和４年７月７日　「山口県精神保健福祉会連合会」に名称変更

・設立目的

精神障害者とは
「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害 精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。」（精神保健福祉法第５条）
と、記されており、その他、精神疾患に含まれる疾患の範囲は広く、「うつ病、双極性障害や睡眠障害、ギャンブル等の依存症、ストレス関連障害、発達障害など、精神科医療の対象となりうる全ての疾患」が入り、「認知症」も、精神障害に位置付けられています。
近年、様々な要因から、うつ症状の方や、学校や仕事に行けない人が急増しており、また、精神疾患に含まれる、疾患の範囲が広いことから、当団体は、精神障害のみならず、その予防等の重要性も鑑み、「山口県精神障害者福祉会連合会」から、「山口県精神保健福祉会連合会」と名称を改め、様々な症状の方の精神の健康の為に幅広く貢献できる方向で、活動を推し進めていく団体です。

・活動内容

ご家族の交流会や勉強会を行い、精神障害に関しての専門的な知識や、コミュニケーション方法を学んだり、病院や行政、施設等の情報提供や、相談を受けられるような体制を充実していきます。
社会に対しては、精神障がい者への理解を深めて頂ける為の活動を推し進め、親亡き後でも、いじめや虐待や差別を受けることなく、安心して生活ができる社会、地域作りを目指します。

・加盟団体、施設等

元気の里ガッツ体育教室
山口地区精神保健家族会
吉南病院家族会
NPO 法人ピュアハーモニー　他

＜重点事業・重点目標＞

・関係者との定期的な交流会、勉強会を行い、情報の共有や協力体制を深める。
・ホームページを充実させ、活動を発信する。
・地域に密着したイベントなどを通し、地域内での交流の充実をはかる。
・地域の行政機関、医療機関、生活支援センターや通所・入所施設、就労支援センターや家族会との連携を深め、障害者へのサポート体制をより良いものする為の活動を、様々な工夫をしつつ行う。

脳や分泌系等の機能の損傷による障害のある方であっても、心を健康に保ち、より笑顔が増えるよう努力して参ります。

社会福祉法人山口県社会福祉事業団

＜団体概要＞

・沿革

昭和 47 年 5 月 1 日	社会福祉法人山口県社会福祉事業団 設立許可
昭和 47 年 5 月 15 日	社会福祉法人山口県社会福祉事業団 設立
昭和 47 年 6 月 1 日	肢体不自由児療護施設 山口県華の浦学園の受託経営開始
	※昭和 57 年までの間に 8 施設の受託経営及び 2 施設の運営を開始
平成 17 年 4 月 1 日	特別養護老人ホーム 3 施設を県から移管を受け、設置・経営開始
	併せて施設名称を改称
平成 18 年 4 月 1 日	障害児・者 4 施設を指定管理者として山口県から指定
平成 18 年 6 月 30 日	鹿野グリーンハイツを閉館
平成 23 年 4 月 1 日	障害児・者３施設を県から移管を受け、設置・経営を開始
	併せて施設名称を改称
	山口県みほり学園は指定管理者の指定
平成 24 年 4 月 1 日	知的障害児施設山口県このみ園を県から移管を受け設置・経営を開始
	併せて施設名称を改称
平成 25 年 4 月 1 日	灘海園を岩国市愛宕地区に新築移転
平成 29 年 5 月 1 日	華の浦学園を隣接地に障害児・者併設の施設として新築移転
	併せて施設名称を改称

・施設一覧

施設種別	施設名(所在地)
特別養護老人ホーム	灘海園（岩国市）、伊保庄園（柳井市）、オアシスはぎ園（萩市）
障害者支援施設	たちばな園（周防大島町）、華南園（防府市）、華の浦（防府市）
福祉型障害児入所施設	はなのうら（防府市）、このみ園（宇部市）
児童心理治療施設	山口県みほり学園（山口市） ※指定管理
児童厚生施設	山口県児童センター（山口市）
社会福祉会館	ゆ～あいプラザ山口県社会福祉会館（山口市）

＜重点目標＞

法人の**基本理念「その人らしさを大切に～みんなの笑顔のために～」**のもと、福祉サービスのニーズに応え続けるため、次の３つの基本目標に沿った積極的な取り組みを推進します。

◆ **利用者の立場に立った「選ばれる施設づくり」**

利用児・者、家族、地域社会等から信頼される法人運営を図るため、ニーズに対応した「利用者本位のサービス提供」に努めることで「選ばれる施設づくり」を推進します。

◆ **地域から信頼される「地域とともに歩む施設づくり」**

地域共生社会の実現に向け、地域のニーズに対応し、地域の課題解決に資するため、地域における公益的な取組を各施設の創意工夫のもとに展開し、地域に開かれた「地域とともに歩む施設づくり」を推進します。

◆ **自律的経営を目指す「経営の基盤づくり」**

社会福祉法人としての使命と役割を踏まえた、高い信頼性、公平性、透明性の確保に努めるとともに、将来を見据えた経営の健全化に取り組むことで「経営の基盤づくり」を推進します。

公益財団法人山口県健康福祉財団

１　沿　革

S46.5.20　財団法人山口県民間社会福祉施設職員共済財団設立
H4. 6.24　財団法人山口県福祉マンパワー財団に改組
H5. 4. 1　山口県社会福祉職員研修所が社会福祉事業団から移管
H7. 4. 1　山口県社会福祉職員研修所がセミナーパークに移転し、「山口県社会福祉研修所」に名称変更
H7. 7. 1　山口県介護実習普及センター開設（山口県社会福祉研修所内）
H9. 4. 1　山口県健康づくりセンター開設（山口県総合保健会館内）
H10.4. 1　財団法人山口県健康福祉財団に名称変更
H10.10.1　山口県周防大島介護実習普及センター開設（大島町）
H16. 4.1　山口県社会福祉研修所、山口県介護実習普及センター及び山口県周防大島介護実習普及センターが(財)山口県ひとづくり財団に移管
H18. 4.1　山口県健康づくりセンターの指定管理者に選定
H25. 2.1　特例民法法人から公益財団法人へ移行

２　設立目的

山口県民の健康づくりの推進に関する事業及び障害者の支援、高齢者の福祉の増進、青少年の健全な育成等福祉に係る非営利の法人活動の促進と充実に関する事業を行い、県民の健康及び県内の社会福祉の向上と民間公益活動の発展に寄与することを目的とする。

３　活動内容（令和６年度事業計画）

(1) 健康づくりの推進

ア　人材育成研修事業
○県・市町の保健師、栄養士等の行政専門職員及び運動、母子保健、特定給食施設、特定健診、たばこ対策等の専門業務従事者等に対する研修の実施

イ　健康づくりに関する調査研究事業
○やまぐち健康マップの作成、体組成策定会の効果検証

ウ　健康づくり普及啓発事業
○健康経営フォーアップ講習会やＣＯＰＤ講演会等の開催
○各種キャンペーンの実施（健康増進普及月間(9月)、ピンクリボン月間(10月)等）
○行政、県民等からの依頼に基づく職員派遣、健康教育関連教材等の貸出

エ　健康情報提供事業
○ホームページ、メールマガジン等による健康情報の提供

(2) 社会福祉に係る非営利の法人活動の促進と充実に関する事業

ア　福利厚生事業
○結婚祝金、入院見舞金、死亡弔慰金等の給付、人間ドック受診等への補助
○生活資金の貸付、メンタルヘルス講習会の開催、会員交流事業の実施

イ　退職共済事業
○退職年金、退職一時金等退職給付事業の実施

(3) 指定管理者事業

山口県健康づくりセンターの管理運営

公益財団法人山口きらめき財団

＜団体概要＞

・設立年月

平成２４年４月

・設立目的

山口県において、県民の自主的・主体的な県民活動を支援し、男女がともに協力し参画する社会の形成や地域性豊かで多彩な文化芸術活動の振興などに資する事業を総合的に推進することにより、県民一人ひとりがきらめき、元気で活力ある住み良い社会の実現に寄与することを目的とする。

＜主な６年度事業＞

１　活動支援事業

（１）きらめき活動助成事業

県民活動を支援するため、県内で活動する県民活動団体を助成

プログラム	対象	助成額
自立支援「ゆめ」プログラム	団体の立ち上げ・自立をめざす活動	１５万円以内／件
課題解決支援「はな」プログラム	地域や社会の公益的課題の解決を図る活動	５０万年以内／件
文化芸術支援「つむぎ」プログラム	秋吉台国際芸術村での文化芸術活動	５０万年以内／件

（２）ボランティア活動振興事業

地域ボラティア、青少年育成ボランティアに取り組む団体を支援（県社会福祉協議会、県青少年育成県民会議）

・県ボランティア連絡協議会の運営、交流大会の開催

・企業ボランティア活動促進モデル事業所活動事例集の作成　　他

２　普及啓発事業

（１）県民活動、男女共同参画、文化芸術活動への県民の理解や参加の促進

県が定める重点推進期間等に、県・市町、関係機関等と連携し、イベント等を開催

（２）情報発信

県民に対し、３分野の取組を財団ＨＰやＳＮＳ、広報紙等により情報発信

３　人材育成事業

（１）講座開催事業

職場等で働く女性の活躍を支援するため、山口県経営者協会と連携して、女性リーダー養成セミナー、男性管理職セミナーを開催

（２）表彰事業

県民活動、男女共同参画、文化芸術分野のすぐれた団体を表彰

４　秋吉台国際芸術村管理運営事業（県立文化施設指定管理業務）